

会

議

午前10時 0分開会

議長（橋本智洋君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

沢登英信君から、昨日、一般質問での発言について、会議規則第64条の規定により、……

……との発言がございました。この部分を取り消したい旨の申出がありました。この取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 御異議はないものと認めます。

よって、沢登英信君からの発言の取消し申出を許可することに決定いたしました。

ここで沢登英信君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） ただいま議長から御紹介いただきましたとおり、……

……と、この発言は事実ではございませんので、取り消させていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

議長（橋本智洋君） 以上でございます。

一般質問

議長（橋本智洋君） それでは引き続き、日程により、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番、1、下田保育所における地震防災対策及び今後の運営について。2、生理の貧困の問題に対する下田市の対応について。

以上2件について、3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

3番（鈴木 孝君） おはようございます。公明の鈴木 孝です。

議長の通告により、順次、趣旨質問をいたします。

最初に、下田保育所における地震防災対策及び今後の運営について伺います。

東日本大震災から10年が経ちました。巨大津波と原子力発電所の事故という未曾有の複合災害は、関連死を含めて全国で約1万9,600人の命を奪いました。そして約2,500人の方の行方はまだ分かっておりません。震災を経験し、家族、親族、知人、友人を突然失った心の傷は今でも深く心に残り、この先も消えることはないでしょう。新聞、テレビ等で幼い子どもを失った家族の証言に心を痛めた方も多いのではないのでしょうか。南海トラフ地震による災害が懸念される下田市において、命を守るということをさらに強く心に止めて対策をしていくべきだと私は心に誓いました。

下田市では2014年4月、市内の複数の幼稚園と保育所を統合した下田市立下田認定こども園が開園し、下田幼稚園、下田保育所を含めて、小学校就学前の子どもを受け入れております。その中で下田保育所は南海トラフ地震による津波の浸水域に建てられていることから、津波発生時には下田幼稚園まで避難する計画になっており、年に数回、避難訓練を実施して災害に備えていると伺っております。十分な議論の下、避難計画をつくり、避難訓練を繰り返していると思われませんが、懸念される点がありますので、避難計画について伺います。

1つ目は、津波による浸水開始時間は地震発生から何分後と想定しているのか。

2つ目は、避難路に面する建物の崩壊、瓦、ガラスの落下、下田八幡神社から幼稚園までの崖の崩壊、落石があったときの避難行動計画はどのようになっているのか。

3つ目は、避難に対し、保護者の行動、避難後の子どもの受渡しはどのような計画になっているのか。以上の3点について伺います。

また、保育所はゼロ歳児からの幼い子どもを預かっていることを考えると、本来は災害時に避難をしなくてよい場所にあるのが理想であります。この先、少子化が進むことも考え合わせ、下田保育所の今後の在り方、運営についての計画を伺いたいと思います。

次に、生理の貧困の問題に対する下田市の対応について伺います。

今、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっております。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、または利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、開発途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題となっており、コロナ禍においてはさらに問題が広がっていることが懸念されております。この生理の貧困解消のために、例えばイギリスでは、全国の小中高校で生理用品が無償で提供されていると報道されて

おります。また、フランス、ニュージーランド、韓国でも同様の動きが広がりつつあります。

この問題は日本においても無関係ではなく、任意団体である「みんなの生理」が行ったオンラインアンケートによると、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかのもので代用した等の結果が出ています。また、貧困で購入できないだけでなく、養育すべき者が世話を怠り放置するネグレクトにより、親などから生理用品を買ってもらえない子どもたちがいるとの指摘があります。隠れた貧困である生理の貧困に光が当たり、今まで女性一人一人が個人の問題として我慢を強いられてきたことに対して、社会全体で向き合おうとする流れが世界で加速しております。

このような事例を踏まえ、日本全国の自治体でもこの問題に対応し、動き始めています。東京の各区では、防災用に備蓄していた生理用品を区役所などで配付を始めており、静岡県でも静岡市、富士市、焼津市などでも配付が始まっております。政府は2020年度に計上した予備費を使い、地域女性活躍推進交付金の拡充をしました。この拡充は、孤立する女性を支援する民間団体の活動を後押しするもので、民間団体が困窮女性に生理用品を提供するための費用にも交付金が活用できるようになっています。社会福祉協議会も交付金の対象となることから、下田市でもこの交付金の活用をして、生理用品を購入し、支援していくこともできそうです。

また、下田市においては生理用品の防災備蓄が進んでないことから、これを機に生理用品の備蓄を進め、備蓄したものを要望のある方に配付していくことで、災害時の備蓄品の拡充にもつながると考えます。将来的には学校のトイレにトイレットペーパーが置いてあるように生理用品を置くことができれば、どのような家庭環境の生徒も生理用品の購入に苦労することがなくなると思います。下田市として生理の貧困の問題をどのように把握し、今後対応をしていくのかを伺います。

以上で趣旨質問を終わります。

議長（橋本智洋君） それでは、当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 質問を2点頂戴しましたけれども、市として地震防災対策について、私のほうからお答え申し上げます。

個人的な話で恐縮ですけれども、私は1995年1月17日のあの阪神大震災のとき、直接被災をしております。また、10年前になります、2011年3月11日の東日本大震災、これに当たっても被災後、休暇を取得しまして、ボランティアとして避難所に炊き出しに行ってきていま

す。共にそこで被災した人々の苦しみをこの目でじかに見てまいりました。

ここ下田でも、今やいつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ巨大地震及びそれに伴う津波、これに私たちは備えなければなりません。被害想定に基づき、防災・減災などの様々な取組を官民一体となって現在進めているところでございます。

中でも多くの乳幼児、こうした弱者を預かる下田保育所については、現在、津波浸水想定区域のL2、つまり1000年に一度という規模ですけれども、そこに位置しております。念のために、やはり日頃から迅速な避難を目指した避難訓練に取り組んでいるところでございます。

今後も関係機関と連携しつつ、様々なケースを具体的に想定して、工夫、改善した取組、これを目指してまいります。

詳細については担当課長から申し上げます。

なお、この防災という観点から申し上げるならば、生理用品の防災備蓄ということについては、議員御指摘のとおりだと思います。ライブストックという言葉がございまして。デッドストックにならないように、一定レベルになったら回していくと、こういうような考え方を取り入れた生理用品についての防災の取組も進めてまいります。

私からは以上でございまして。

議長（橋本智洋君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、まず下田保育所における地震防災対策及び今後の運営についてお答えいたします。

津波による浸水開始時間につきましては、静岡県第4次地震被害想定における南海トラフ地震の津波予測に基づき、20分と想定をしております。

避難計画につきましては、下田保育所では毎月避難訓練を実施しており、そのうち津波を想定して下田幼稚園へ避難する訓練を今年度は3回計画しております。徒歩による避難が困難な乳幼児の避難用に電動アシスト付避難車を整備したこともあり、発災から園庭へ集合し、幼稚園まで避難するのに12分で避難することができております。

御指摘のとおり、震災時には建物の倒壊などにより訓練どおりに避難路が通行できない場合も想定されます。下田幼稚園までの避難ルートでは道幅が狭く、住宅が立ち並んでいる場所もあるため、複数の避難ルートを想定しております。

避難に対し、保護者の行動、避難後の子どもの受渡しについてですが、引渡し場所を下田幼稚園として保護者に周知し、毎年9月の総合防災訓練に合わせて、下田幼稚園での保護者

引渡し訓練も実施しております。また、保護者への引渡しは安全が確認されてから行うこととして、児童が幼稚園に一時的に滞在することを想定して下田幼稚園に避難物資を備えるほか、園児個人の避難袋も配備しております。

下田保育所の在り方、運営についての計画についての御質問ですが、保育所全体では児童数が減少しておりますが、低年齢児の保育ニーズの増加に対応するため、下田保育所は現状では必要な施設となります。令和2年度から令和6年度まで、5年間の必要な保育定員を定めている第2期子ども・子育て支援事業計画では、現在の定員により保育を実施する計画となっております。今後の少子化の進行や保育ニーズの状況を踏まえ、下田保育所の今後の在り方について検討し、令和7年度からの次期計画に反映していきたいと考えております。

次に、生理の貧困の問題に対する学校の対応についてお答えします。

一般的な対応として、急に生理になり、生理用品の持ち合わせがないようなケースに対して、各校保健室に生理用品を用意しておりますが、当市内の小中学校におきましては、生理の貧困問題は今のところ確認されておられません。

ただ、近年社会問題化しているように、経済的な問題で十分に生理用品を買うことができなかつたり、ネグレクト等で保護者に生理用品を買ってもらえなかつたりと、自分から言い出すことができずに困っている児童生徒がいるかもしれないといった問題については、福祉事務所等と連携が不可欠ですので、今後関係機関と連携をしながら取組を進めていきます。

私からは以上です。

議長（橋本智洋君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所では、女性の貧困対策について答弁いたします。

現在、女性の貧困、生活困窮ですが、対策として福祉事務所窓口及び生活困窮相談の窓口である社会福祉協議会で相談業務を行っております。生理用品についても女性の貧困対策にとって重要な課題の1つと考えておりますので、今後、窓口で配付するとともに、自立相談支援窓口を案内することで、女性の困窮の実態把握を進め、生理用品の問題だけでなく、総合的な支援に結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 私のほうからは、生理用品の防災備蓄についてお答えします。

現在、本市の災害用備蓄品として、非常食、飲料水や乳児用液体ミルク等の生活必需品を備蓄しておりますが、議員御指摘のとおり、生理用品については備蓄してございません。

今回、議員の質問を受け、県内の34他市町に生理用品の備蓄について調査いたしました。その結果、まさに現在、多くの市町が生理用品の必要性を認識し、備蓄を始めていることが分かりました。これらを踏まえて、本市としましても、市長も申し上げましたが、今後、生理用品の備蓄に努めてまいります。

備蓄に当たっては補助金の活用を検討し、また、備蓄数量については、他市町の備蓄状況や避難者の性別、年齢層を分析して決定してまいります。

私からは以上です。

議長（橋本智洋君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） それでは、私のほうからは交付金の関係についてお答えをさせていただきます。

本年度、国が制度拡充いたしました地域女性活躍推進交付金の活用にあたりましては、貧困の解明、生活支援に結びつく相談業務等が基本となっております。その関連事業として用品配付ができる制度設計となっております。下田市では社会福祉協議会等におきまして生活困窮の相談支援を行っておりますので、今後の事業の組立てに応じまして交付金の活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 3番 鈴木 孝君。

3番（鈴木 孝君） ありがとうございます。

まず、下田保育所の避難計画のことについて質問させていただきます。

津波が来るまでが20分ということで、結構20分というのは、東北の震災のときに比べてかなり短い時間だと思うんですね。東北の場合には早くて30分ぐらいじゃないかなと思うんですけれども、20分の間にゼロ歳児からの子どもを下田幼稚園に避難を完了させるというのは、それこそ奇跡という言葉が使われてもいいぐらいの大変なことではないかなと思うんですね。

例えば平常時ですと、何でしょう、もう割と人も歩いてないし、例えば電柱も電線も損傷ないし、瓦も落ちてないし、建物も何も損傷してないと、そういうときに避難してるんで、20分あれば大丈夫だなということになると思うんですけれども、これ、この何もなしの想像ではとても想像できないことが起きて、東北なんかでも被災されていると思うんですね。想像を超えてきたときにどうするかということなんです。

それで、僕は防災に関しては素人ですので、よく分からないところで想定するんですが、その電動アシストの押し車みたいなものが、果たして瓦が散乱してたところを乗り越えられ

るのかなとか、ガラスの破片があったところを乗り越えられるのか。もし乗り越えられなかったときには、そこから何人か、歩けない子どもが乗ってると思うんですけども、その子たちを抱きかかえて避難するんじゃないかと思うんですけども、そういうことになったときに本当にそれができるのかということが心配されることなんです。

例えば、八幡神社の上を上っていく坂なんかも、僕も実際、その現場に行って見上げてみるんですが、そこはワイヤーメッシュで落石防止をしている状態で、かなり大きい木が根がむき出しになっていたり、大きな岩がむき出しになっている状態なんですね。それが想定される震度6弱の地震で本当に崩れるかどうかは僕も分からないんですが、もし崩れたときに、そこまで八幡さんのところに来たところで、もし崩れて、そこが上に行くことができなかった場合にどうするのかなって考えるんですね。そういうことを考えてるとどうにもならないのかもしれないですけども、そのときはどうするのか、いろんなことを想定して考えていかないと、例えば12分で平常時に上に行くことができたといっても、何かまごついてしまったら、平常時で12分だということは、残りが8分だとすると、ちょっとまごつけば、もうアウトじゃないかなと思うんですね。これが30分、40分だと大分違うんですけども、ここ、20分ってかなり短いんじゃないかなと思うんです。

あと、避難路を上がっていく上で、避難する場所には旧町内の人たちも一緒になって避難すると思うんですが、果たして避難する人が何人いて、避難訓練のときには上る人も少ないでしょうけれども、本当に災害があったときには必死になって避難する方が大勢いるんじゃないかと思うんです。その例えばシミュレーションとか、本当に人が全体で避難してきたときに、果たして園児がうまく避難できるのかというのも、かなり想像するんだけど、僕の頭ではなかなか想像がしにくくて、果たして大丈夫なのかな、どうなのかというところがちょっと分からないんですね。その辺の例えば何人ぐらいが避難してきて、どのような状態になるのかというのも想定しなければならぬんじゃないかなと思うんです。とにかくぎりぎりなことなんで、八幡さんのところまで行って、そこが通れなかったらアウトじゃないかなというところもあるんで、その辺も考えていただきたいと思うんですが、その辺り、何か対策があれば教えていただきたいと思います。

議長（橋本智洋君） 市長。

市長（松木正一郎君） 当局の発言の前に、私、1年半ほど前までは危機管理監やったものですから、一応そのときの経験、あるいは知見に基づいてお答え申し上げます。

20分という時間はあくまでも想定でございます。もっと短くなるかもしれませんし、もっ

とあるかもしれませんが。実際に西伊豆エリアのまちでは15分でもう来てしまうと、こう言われている、県の想定ですけども。発災後数分は、人間は茫然として、物を考えられなくなるそうです。その後に今度は、散らかった家の中からはい出すという、そういったこと、場合によっては潰れている家の中からはい出すということになります。そしてやっと外へ出たら、今度は家が潰れていて、道が塞がっていて逃げれないと、こういうふうなおそれがある。こういうふうに地震というのは何があるか分からないものです。

そこで、私たちが今取り組んでるのは大きく2つ。1つは意識の持ち方です。つまり、いつ地震が起きるか分からないということを知覚して、防災訓練をしっかりとやって、いざ揺れたら、そら来たぞと言って、一定のルーチンの動きにちゃんとできるようにしておくということです。もう一つは、やはりハードとして、まち全体を防災強化していくということです。個人個人の家についても耐震化、これを積極的に進めなければならない。これは昨年の渡邊議員からの御指摘にもございました。実際問題としては、やはりあるものを有効活用するしかないということになります。つまり、何でも使えるものは使おうと、それをどのように強化していくか、こういう話になります。3・11のときの映像を見て、皆さん、お分かりだと思いますが、釜石なんかでは急傾斜のあのロックネットの後ろに逃げていたわけです。あそこは本来、人間が行くところではない危険な場所です。上から石が落っこってくるかもしれない、だからロックネットがそこに置いてあるわけです。ですが、そこにみんな逃げて、津波からは耐えようとしたわけです。複合的な、しかも私たち人知を超えるような自然災害に対して、やはり人間は無力だと思います。その中でできる限りのことをするというようになります。百点満点というものはいずれにしましてもない、どれだけやってもまだまだ不足部分がある。その一つ一つできることをとにかく着実に進めるということが今、私たちの責務だというふうに考えております。

細かいことにつきましては担当課長から申し上げます。

議長（橋本智洋君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、避難時に想定できないものがあつた場合の対応ということで、議員御指摘のとおり、瓦が散乱していたりというときに、避難者がどうなのか、そういったような平常時でも想定できるような、あらゆる場面を想定しながら訓練をしていくと、検証を繰り返してそういうことに対応できるように訓練を重ねていくということが一番なのかなということで、今後もそういうあらゆることを想定しながらやっていきたいというふうに考えております。

また、下田保育所から幼稚園に行くところの最後の八幡さんの坂の部分も、日常的に法面等の点検も行いながら、そういうことがないように対応をしていきたいというふうに考えております。

また、避難時には、その避難車の部分だけではなくて、おぶひもというんですか、それも園には備えてございます。それも持って、万が一、避難車が使えない場合は、保育士が歩けない子どもはおぶっていくというような想定もしてございます。園児が無事に安全に避難できるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 私のほうからは、下田幼稚園の避難者、可能人数といいますが、それについてお答えさせていただきます。

下田幼稚園への避難者数につきましては、津波避難計画地図に津波推奨方向というのが示されております。そちらから推測いたしますと、旧町内の1丁目、2丁目及び4丁目の市民の方が避難するのではないかと推定されます。この地区には約1,500人おります。また、下田保育所と、また下田幼稚園の保育士、児童等を合わせますと約120人いると聞いております。合計しますと1,620人の方が避難すると想定しますと、現在、下田幼稚園の屋外では約2,140人の方が避難可能と推定しております。また、屋内は園児たちが使うのかもしれませんが、約220人避難できると。それに加えて、下田幼稚園の上には、民地を活用させていただいて、旧ゲートボール場のところに、その上に避難所を設けております。そこには約600人程度、避難できると思っておりますので、人数的には十分、プラス観光客も加わると思いますが、それを加えましても人数的には可能だと考えております。

以上です。

議長（橋本智洋君） 3番 鈴木 孝君。

3番（鈴木 孝君） ありがとうございます。

1点、ちょっと聞き忘れたんですけども、12分の避難完了ということだったと思うんですけども、想定されるのが、地震の発生から20分で津波到達ということ考えたときに、地震で揺れてる間というのも含められると思うんですが、例えばレベル1で1分から2分の揺れということが想定されていたり、レベル2で2分から3分という割と長い揺れが想定されてるんですが、仮に二、三分揺れたとして、二、三分揺れて、それから市長がおっしゃったように、ある程度、そこから逃げる体制になるまでにどうでしょう、5分ぐらいかかると。

そうすると七、八分はかかっていると、防災頭巾をかぶったり、靴を履く。子どもが靴を履くってかなり大変なことじゃないかと思うんですね、全員が靴を履くんですから。そうすると、それが8分で行ったら、結構奇跡的じゃないかと思うんですけれども。それから逃げて、20分だとすると、引き算すると12分ぐらいで逃げるということなんですが、その靴を履く間とか、防災頭巾をかぶったり、逃げる態勢を整える間も含めて12分なのかというところをまずお聞きしたいと思います。

議長（橋本智洋君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 避難の時間12分の中には、園庭までに出る時間として3分、それから園から幼稚園までが8分ということで、合計で12分という形で答弁させていただきました。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 3番 鈴木 孝君。

3番（鈴木 孝君） かなり3分というのは、すごい早いなと思いました。それが、あとは本当に震災が起きたときにどれぐらいできるかということだと思うんですけれども、いずれにしても、すぐに下田保育所をなくすわけにはいかないと思うので、あらゆる角度から検証して、避難訓練はしなければならないと思うんですけれども、今まで避難訓練をしっかりやってきたと思うんですが、これにプラスして、例えば電動カートが動かない状態になったときに、抱きかかえていく訓練だとか、いろいろなことを想定して訓練をしていただいたらいいんじゃないかと思うんです。

それで、あと例えば八幡さんのところの崖が崩れたということが起きたとすると、なかなか厳しいと思うんですけれども、例えばそこが崩れていけば、春日山のほうに避難するとか、いろいろなことも考えられると思うんですが、あそこまで行く間には状況が分からなかったりするんじゃないかなと思うんですね。それを伝える手段も想定していかなければならないのかなと思うんですね。例えば幼稚園のほうから報告を受けるとか、防災カメラみたいなものを設置していて、崩れると、それが何かよく分からないんですけど、携帯でとか何かで見られるような状態にしていくとか、何かやれることはどれだけやってもやり過ぎということはないんじゃないかなと思うんですね。とにかく命に関わることで本当に、一人でも本当にそこで亡くなったときに、やっぱりああしておけばよかった、こうしておけばよかったという、その非常に後悔の念というのが東日本の例でもあって、こういうふうにしておけばよかったのになというのは後から出てくると思うんですね。それは全部が全部、想定できれば

苦労はないんですが、あらゆることを想定して訓練して進めていくということをさらに進めていっていただきたいと思います。

そして生理の貧困の問題についてですけれども、これ割とデリケートな問題で、今まで表に出てきてなかったことが、いろんな社会的な現象として出てきているということで、聞いても、私、買えなくて困っていますという人って、なかなか手を挙げないことだと思うんですね。ですので、その辺はいろいろな、生理用品を配るようにしたところで、どれだけの人が喜んでくれるか、たくさんの方が来るかという、そうでもないかもしれないんですけれども、やはりいろいろな使っていただくようにする準備はしといたほうがいいんじゃないかなと思います。

東京都立の学校でも、約250校で、今年の9月から女子トイレに生理用品を置くようになったということが発表されております。東京でそういうふうになっていくと、だんだんと地方のほうに広がっていくということも考えられると思いますので、その辺もほかの自治体の方と連携を取りながら、少しずつ進めていただければと思います。

以上です。

以上で終わります。

議長（橋本智洋君） よろしいですか。

3番（鈴木 孝君） はい。

議長（橋本智洋君） これをもって、3番 鈴木 孝君の一般質問を終わります。

次は、質問順位5番、1、道路及び河川の維持管理と行政代執行について。2、持続可能な観光振興に向けた独自財源の確保について。

以上2件について、1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 会派は松陰会の江田邦明です。

議長の通告に従い、大きく2点について趣旨質問をさせていただきます。

初めに、道路及び河川の維持管理と行政代執行についてです。

5月16日、東海地方に例年より21日早い梅雨入りが発表されました。5月21日には静岡県内で5月として記録的な大雨が観測され、倒木等による鉄道や道路への被害が多数発生したところでございます。また、昨年度は下田市内でも大雨による斜面崩壊、道路陥没などの災害が発生しております。

災害の発生を未然に防ぐには、専門家を含め予防策に尽きると誰もが認識するところであ

り、職員の皆様は、日々、潜在する危険箇所の調査と情報収集に当たられてることかと思われ
れます。

また、下田市においては、毎年5月頃に地区より提出される公共施設修繕要望事項が、予
防策を計画、実施するに当たり、重要な情報であると考えます。そこで、市民の生命と財産
を守る観点から、道路及び河川の維持管理について順次確認させていただきたいと思いま
す。

まず、令和3年度の道路維持補修工事、河川維持補修工事について、今年度の補正見込額
と決算見込額についてお尋ねいたします。

また、道路及び河川を定期的に維持補修、修繕していく上で、毎年度必要となる基準額に
ついてお尋ねいたします。

公共施設修繕要望事項は、常にそこで生活し、危険の予兆を認識する、住民が必要性に基
づき要望する内容であり、行政運営を実施していく上で大変重要な情報であります。そこ
で、下田市内における河川や道路に対する地区要望事項の全体図を把握するため、昨年、令
和2年度に各地区から上げられた公共施設修繕要望事項のうち、道路や河川に関する要望
は何件あり、そのうち何件が着手され、何件が見送りや経過観察になったか、お尋ねいた
します。

令和3年度当初予算から推測すると、道路及び河川の維持補修、修繕に関する予算確保は
大変厳しいものと読み取れますが、今後の予算確保及び維持補修事業を着実に推進して
いくための打開策をお持ちであるか、お尋ねいたします。

次に、5月17日、下田市は静岡県に対し、大沢地区における環境保全対策等について要
望書を提出しました。その内容は、下田市大沢地区にある産業廃棄物処理施設に過剰搬入
された廃棄物を、静岡県の行政代執行による撤去と配水処理施設の安全性に対する監視、
河川等の水質検査の継続など伺っております。このたび下田市が書面をもって静岡県に
行政代執行の要望を提出したことを受け、順次確認をさせていただきたいと思いま
す。

初めに、下田市内にはほかに国や静岡県へ行政代執行を要望するべき事案は何件あり、
その行政代執行の対象となる行為は何で、そのうち何件が要望済みであるか、お尋ね
いたしま
す。

次に、2017年に設置されたみなとまちゾーン活性化協議会でも検討課題とされている稲
生
沢川河口及び下田内港の放置船、廃船、沈下船の対応について。直近では令和元年9
月定例
会において、滝内議員からの一般質問、下田港港湾整備についてで触れられており、
歴代の
議員が減災及び景観等の観点から、この問題を問うているところでございます。

静岡県は本年度、（仮称）下田ボートパークPFI事業について、これまでのサウンディ

ング型市場調査の結果を踏まえ、事業者の公募、選定を実施する予定であると伺っております。こうしたにぎわいの創出に先行して、解決していかなければならない放置船、廃船、沈下船の問題に対して、みなとまちゾーン活性化協議会の主体である下田市と静岡県の連携が極めて重要であると考えます。河川及び港湾の管理者である静岡県の対応（行政指導、監督処分、行政代執行）がどのような状況にあると認識しているか、お尋ねいたします。

最後に、特定空家に対する行政代執行についての質問でございます。こちら令和2年9月定例会において、矢田部議員からの一般質問、放置されているホテル及び住宅についてで触れられております。特定空家等に関する下田市空家等対策計画について、順次確認をさせていただきたいと思っております。

特定空家等に関しても、やはり減災及び景観等の観点から、いかに早く予防策を講じていくことが必要かと考えます。下田市が同特別措置法に基づき実施した特定空家等に対する除却、修繕等の措置の助言または指導、勧告、命令に至った事案はそれぞれ何件あり、その対象は何で、そのうち行政代執行を検討している事案は何件あるか、お尋ねいたします。

2項目、持続可能な観光振興に向けた独自財源の確保について。

私はこれまで2年間、市政全般に関わる歳入の確保を念頭に一般質問を行ってきました。今回はこのコロナ禍で観光地への人の流れがリセットされた今であるからこそ、コロナ禍後の観光需要及び誘客競争を見据え、現在の苦境を好機に変えていく発想と取組が必要であると考え、観光振興に向けた独自財源の確保について、順次確認させていただきたいと思っております。

今年度スタートした第2次観光まちづくり推進計画には、今後も下田市が観光立市として目指す姿の観光ビジョンが示され、観光振興を具体的に推進していくための基本方針や個別施策、主な取組とその着手時期など細かくまとめられております。しかしながら本計画には個別施策を推進していくために必要な費用及びその財源の確保について記載がございませんでしたので、観光振興に特化した新規財源の確保とそのロードマップについて確認させていただきたいと思っております。

具体的には、総合計画における計画期間の考え方を基に、1年後、3年後、5年後、10年後にそれぞれどのような新規財源（ふるさと納税協力金、分担金や負担金、入場料や利用料、法定外目的税など）を確保していく計画があるか、お尋ねいたします。

法定外目的税という非常にデリケートな言葉を私、議員から発信しておりますので、改めまして、この一般質問の趣旨について説明させていただきます。

これまで新たな税の徴収や超過税率の議論といえますと、どちらかといえば当局が提案し、議会で慎重に審議するといった構図がうかがえます。その審議については、短期的な視点で議論すれば関係者の不利益等が顕著に現れ、税の負担増に反対するという結論になるかと思われまます。

では、長期的な視点で議論する場合はいかがでしょうか。一方の選択として、逡減的に歳入が落ち込み、市民生活や観光振興に十分な予算が行き届かず、まちが疲弊する。魅力を失い衰退が進むまちから減少する市民と観光客、その負の連鎖を受け継がなければならない子どもたち。もう一方の選択として、例えば海外の有名観光地では、税や協力金、分担金、負担金等を活用して観光需要の充足や観光振興策を実行し、観光地としての好循環の仕組みを築いております。国内ではまだ始まったばかりであります。法定外目的税やその他の独自財源を開拓して観光需要等に対する取組が徐々に進められております。

また、法定外目的税などを導入するための時間軸を意識した場合、新たな税目を創設してまで充足すべき行政需要の内容と、具体的活動に当たる使途、宿泊など課税の対象とそれを選択した根拠、税率、税額を含む徴収方法、関係者への影響などについて、論理的な妥当性の説明と十分な理解が求められるため、導入を果たした自治体では構想の検討を始めてから施行まで、短くても2年から3年を要しております。現在のコロナ禍でそのような議論をすべきではないという意見も多くあるかと思いますが、このコロナ禍後の将来にふさわしい観光振興を見据えたとき、今、誰かが公の場で一石を投じる必要があると考え、この法定外目的税というテーマについて触れさせていただくものでございます。何よりもこれからの子どもたちのために、そして未来への投資がこのテーマの目的と考えております。

それでは、新たな税について触れる前に、既に下田市で徴収されている2つの目的税について確認していきたいと思います。

任意目的税である都市計画税は、都市計画事業及び土地区画整理事業に要する費用に充てるとされておりますが、課税対象地域となる都市計画区域に対して、これまでどのような事業を実施してきたか。地域ごと（旧下田町、朝日地区、白浜地区など）で実施された事業についてお尋ねいたします。

また、令和3年度予算において都市計画税、歳入予算額をどのような事業に充当しているか、お尋ねいたします。

次に、法定目的税である入湯税は観光の振興（観光施設の整備を含む環境衛生施設の整備、消防施設とその他消防活動に必要な施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備）に要する費

用に充てるとされておりますが、これまでどのような整備事業を実施してきたか、施設ごとに実施された主な整備事業についてお尋ねいたします。

また、令和3年度予算について、入湯税、歳入予算額をどのような整備事業に充当しているか、お尋ねいたします。

次に、都市計画税の財源確保に当たり、既存の都市計画税の税率0.2%を変更することについて、他の自治体の調査研究、検証をしているか、お尋ねいたします。

また、観光振興に特化した財源の確保に当たり、既存の入湯税の税額、100円、130円、150円を変更することについて、他自治体の調査研究、検証をしているか、お尋ねいたします。

観光振興等に充当されている地方税の例として、熱海市の別荘等所有税は、リゾートマンションの増加に伴う行政コストに充当する目的で1970年代に導入されたものであります。また、山梨県河口湖町の遊漁税は、法定外目的税制度を活用した最初の事例であり、釣り目的で河口湖を訪れる観光客のために、駐車場や洗面所、休憩所などを整備する財源とするもので、岐阜県の乗鞍環境保全税、福岡県太宰府市の歴史と文化環境税、沖縄県伊是名村の環境協力税などとともに、地方分権一括法以降の2010年代前半にそれぞれ創設されております。

そこで、法定外普通税や法定外目的税について、他自治体の調査研究、検証をしているか、お尋ねいたします。

最後に、法定外目的税である宿泊税の導入について。宿泊税の導入は東京都の2002年に始まり、大阪府の2017年、その後、京都市や金沢市、北海道倶知安町などの有名観光地で導入され、現在、小規模自治体を含め検討中の自治体は増えつつあるところでございます。

最初の質問と重複する部分もございますが、宿泊税の導入及び観光振興に対する予算確保への方針についてお尋ねし、私からの趣旨質問とさせていただきます。

議長（橋本智洋君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

1 番（江田邦明君） はい。

議長（橋本智洋君） 11時10分まで休憩といたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

議長（橋本智洋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

当局の答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、道路及び河川の維持管理について答弁させていただきます。

最初に、令和3年度の道路維持補修工事、河川維持補修工事に対し、今年度の補正見込額と決算見込額は幾らかということと、道路及び河川の定期的に維持補修していく上で毎年必要となる基準額は幾らかという質問に対してですが、修繕箇所の状況や規模が異なるため、基準額というものは設定してございません。道路維持補修工事につきましては、今定例会で1,000万円の補正予算案を計上させていただいてるところでございます。今年度の道路維持費と河川維持費の補正見込額及び決算見込額につきましては、現時点では未定でございますが、平成30年度から令和2年度の直近3年間についての決算平均額としましては、道路維持工事費が約4,200万円、河川維持工事費が約600万円となっております。

続きまして、行政区からの修繕要望につきまして、令和2年度に対する道路、河川の要望は何件で、何件が着手され、何件が見送りとなっているかということでございますが、令和2年度の道路に関する修繕要望につきましては、合計数153件のうち、実施または一部実施した案件が29件、見送り、実施不可と判断した案件が124件でございます。河川、排水路に関する修繕要望につきましては、合計要望数が57件のうち、実施または一部実施した案件が15件、見送りまたは実施不可の判断した案件が42件でございます。

今年度より修繕の優先順位を判定するための指標として、緊急性、重要性などを数値化することといたしましたので、今後は対応について透明性を高める中で効率的に進めてまいります。

続きまして、予算確保及び維持補修事業を推進するための打開策は持っているかという質問でございますが、維持補修予算については、必要な予算の確保に努めているところでございますが、十分に確保できないことから、今後は県と連携した新たな道路維持の在り方を検討することとしております。これにより維持管理コストの抑制等につながるよう検討してまいります。

続きまして、市内で国や県に行政代執行する、要望する事案は何件あり、何件が要望済みであるかということでございますが、現在、下田市において国や県に行政代執行を要望する事案はございません。

続きまして、稲生沢川河口の放置船、廃船等の対応について、港湾管理者である県の対応状況につきましてですが、静岡県に対応状況といたしまして、廃船、放置船等につきましては、所有者が特定できている船舶について撤去指導をされております。今後も県により定期的に船の状況を確認し、油等の流出等のおそれがあると判断した場合には、管理者として応急対策等を実施することとされております。

続いて、特定空家に対し、市が修繕の助言、指導、勧告、命令した事案は何件あり、行政代執行を検討してる事案が何件あるかという質問でございますが、現在、空き家等対策推進に関する特別措置法の規定に基づく認定した空き家は2軒でございます。行政代執行は同法第14条に基づき、所有者に対する助言、指導、勧告、命令を行った上で実施するものでございますが、この2軒についてはいずれも所有者の相続人調査中であるため、現時点では行政代執行を検討している事案ではございません。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは、観光振興に特化した新規財源の確保に向けた計画があるかという御質問にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、観光振興に特化した新たな財源確保につきましては、現在のところ具体的な計画はございませんけれども、観光関連業者と密に連携を取った中で、当市の特性に合った戦略を様々な角度から多面的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 都市計画税及び入湯税で、これまでどのような事業を実施してきたのか、また令和3年度予算においてどのような事業に充当されているかという御質問にお答えをさせていただきます。

都市計画税につきましては、主に建設課の実施する都市計画マスタープラン推進事業、街路、公園等の都市計画事業に加え、下水道事業及びそれら事業の地方債償還額に充てております。具体的に申し上げますと、令和2年度は旧下田町地区内道路修景工事や稲生沢地区のしだれ桃の里公園整備工事などなど、敷根公園のテニスコートの修繕工事等、また下水道事業及びこれらの地方債償還金でございまして、地域ごとに集計をしているものではございません。

令和3年度事業といたしましては、同様に旧下田地区交通規制社会実験調査業務委託、旧

下田地区内道路修景工事、公園修繕料のほか、下水道事業及びこれらの地方債償還金に充てております。

また、入湯税につきましては、これまで環境施設といたしましては南豆衛生プラント合併処理浄化槽補助金、上水道事業出資金など、消防施設といたしましては、下田地区消防組合の実施する投資的事業など、観光の推進といたしましては、観光施設整備事業、観光協会などへの各種補助金、黒船祭、夏期対策事業などに広く充てております。

令和3年度予算につきましては、市内各団体からの観光関連予算への優先的な充当を望む要望を受けたことによりまして、観光関連予算への充当をしております。

令和3年度予算の具体的な事業名につきましては、観光協会補助金や夏期海岸対策協議会補助金のほか、観光交流課の実施するほとんどの事業の一般財源に充てているものでございます。

私からは以上でございます。

議長（橋本智洋君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 都市計画事業の財源確保に当たって、既存の都市計画税の税率を変更することについて、ほか自治体の調査研究、検証をしてるかということについてですけども、調査自体は行ってないんですけども、今回、聞き取り調査を行いました。ほか自治体の状況としましては、県東部のほか市町の都市計画税の税率について聞き取りを行ったところ、6市町が課税なし、同じく6市町が下田市と同じで0.2%の税率、6市が0.3%の税率という状況でございました。

なお、賀茂郡内の5町においては課税はされておられません。

また、直近10年間において、県東部の市町において税率の見直しを行った自治体についてはございませんでした。

次に、観光振興に特化した財源の確保に当たりまして、既存の入湯税の税率を変更することについて、ほか自治体の調査研究を検証してるかということでございますけども、まず、地方税法の第701条の2では、入湯税の税率については、入湯客1人、1日について150円を標準とすると規定されております。県東部自治体の入湯税の課税状況ですけども、熱海、伊東、東伊豆などにおきましては、この標準税率に準じた150円となっておりますけども、下田市の場合は宿泊料金または飲食料金の金額によって150円、130円、100円の3段階の金額設定となっております。東伊豆町を除く賀茂地域市町においても同様に、宿泊料金に応じた2段階または3段階の税率設定となっておりますところでございます。

続きまして、法定外税につきましてですけれども、これについて、ほか自治体の調査研究、検証をしているか。また、法定外目的税である宿泊税の導入、観光振興に対する予算確保についての考えをそれぞれ確認したいということでございます。

法定外税につきましては、どのような行為に対してどの程度の負担をお願いするのか、税という形式でいただくのがよいのか、また税の使い道を限定した法定外目的税とするのかなど、いろいろな見地から検討する必要があると考えております。また、財源確保は重要な課題でございまして、法定外目的税の導入は有効ですが、現在はコロナ禍により、市内宿泊観光施設は大変疲弊している状況であることから、現時点では慎重に対応することが求められると考えておるところでございます。

以上です。

議長（橋本智洋君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） それでは、大項目ごとの一問一答で、この後、質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（橋本智洋君） はい、許可します。

1番（江田邦明君） ありがとうございます。

まず、道路及び河川の維持管理ということで、様々な地区要望のうち実施されたものが半分には満たないという状況でございます。こちらについては、第5次総合計画の中でも、道路網の整備や森林や河川に対する自然環境の機能向上が示されており、地区要望を踏まえまして、道路や河川の維持補修に必要な基準額を、やはり当初予算より見込んでいく必要があると考えます。

過去には当初予算に1億円の予算がつけられてたというお話も聞いておられます。市の面積が減るわけでもなく、人口が減ったとしても維持管理していかなければいけない道路、河川は、過去以上に老朽化対策、長寿命化、そういったお金がかかるものでございます。

また、限られた予算の中で数値化をし、透明性を持たせて計画実施していくという御答弁をいただきました。しかしながら、地域の実情や要望、事業の必要性や緊急性に基づき、計画実施されていると認識しておりますが、地域からの必要性というものはやはり住民がそこに住んで必要を感じたから、区長さんに要望を上げ、市に要望しているものでございます。ついては、毎年、地域ごとに一定の整備を実施していくという考えに基づいて、均等割や人口割、面積割によって毎年一定額の予算づけをぜひとも当初予算から検討いただきたいと思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、国や県へ行政代執行を要望する案件はないという御答弁をいただきました。私が考えるに、1つに、行政代執行ではございませんが、下田市内の一般公共海岸に漂着する漂着ごみ、海洋プラスチックごみ、また、夏期期間、海水浴場で利用しておりますが、それらも夏期以外は一般公共海岸等に属されております。これらのごみについて、代執行ではないものの、しっかりと国や県へ要望を上げてどうかについてお聞かせいただきたいと思いません。

また、あえて私が必要な行政代執行ということで、稲生沢川河口に放置された廃船、沈下船等について触れさせていただきましたが、こちらを県の行政代執行、河川を管理する、港湾を管理する県の代執行としてなぜ市が要望しないのか、そこについてお尋ねさせていただきたいと思いません。この廃船と沈下船については、稲生沢川河口及び下田港内港に係留されておりますプレジャーボートとは移動や撤去の緊急性が全く異なります。下田市は減災を推進するため、静岡県が計画する新たな係留施設に合わせた係留船の移動、代執行、簡易代執行とは別の時間軸で、この廃船と沈下船の撤去についてロードマップを示すべきと考えます。本年度中に策定が予定されているみなとまちゾーン活性化基本計画では、この問題をいつまでに、誰が、どのように解決していくと計画をしていくのか、お尋ねしたいと思いません。

そして、特定空家に関して、特定空家は現在2軒という御報告をいただきました。矢田部議員からの一般質問の中でも示されております市内に残されてる4つの廃業ホテル、この2軒の中に含まれているか、確認させていただきたいと思いません。

特定空家の定義として、このようにうたわれております。そのまま放置すれば、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれがある状態。そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態。適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。このような特定空家の定義がされております。

次に、下田市には住宅やブロック塀等の耐震改修を推進する補助制度はございますが、同計画策定時に実施したアンケートでも、空き家等の除却、改修補助についてというアンケートに対して、改修補助制度があれば活用したいと思うが33%、除却補助制度があれば活用したいと思うが24%の回答がございました。ぜひとも他自治体で取り組まれております特定空家等除却支援事業補助金の創設、空き家バンク登録物件改修支援、また利用促進補助金の創設について考えをお聞かせいただきたいと思いません。

議長（橋本智洋君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 一番最初の地域からの必要性ということで、先ほども答弁させていただいたように、数値化して透明性を高めるということ答弁させていただいたんですが、当然、地域から地域に重要性が、この地域が高いから、そちらに全て行くということではなく、そこは地域ごとの何ていうんですか、案分というか、バランスを考えてやっていく、修繕を行っていく予定でございます。

当初から年度予算として維持補修をつけて、そういう計画をつけていくべきだということに関しましては、ちょっとその辺については予算の絡みがありますので、建設課のほうからはつけていただきたいところはあるんですが、そこについては答弁はちょっとできないところでございます。

続いて、特定空家、その前に廃船につきまして、なぜ行政代執行を要望しないのかということにつきましては、静岡県のほうは廃船につきましては所有者が特定できておりまして、そのほうで指導をずっと続けております。令和2年度につきましては処理した船はありませんが、令和元年度、平成30年度につきましては、処理してる船がございます。そこについては所有者が特定できていることを考えますと、県はそこは粘り強く交渉していったのかなと。そこで駄目だったら、県のほうが執行してくれというふうに今現在、考えてるところでございます。

特定空家の2軒については、ホテルのほうは含まれておりません。一般住宅となっております。ホテルにつきましては、グランドホテルと富士屋ホテルについては、富士屋ホテルについてはこの間、伊豆新聞に載ったとおり、今動きがあったところで、グランドホテルにつきましても、今若干の動きがあるところがございますが、あと、特定空家の解体、除却、利用促進に対する補助制度につきましては、現在、下田市のほうとしては要綱がございませんが、国のほうが空家等対策の推進に関する特別措置法ということで補助制度を昨年かその前の年、創設をしております、うちのほうもその制度を使うには要綱が必要でございます。その補助制度を創設するかどうか、ちょっと課内で、いろいろあります、補助額も大きいことでもありますので、市役所内で協議、検討の上、創設したいと考えておりますが、そういう制度がございますので、今後、検討してつくっていきたいとは考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 建設課長が財源の確保というお話もありましたけれども、本年

度の当初予算につきましては、特に財源の確保が難しいということもございまして、それは本年度に限ったことではないんですけど、毎年、予算編成においては財源の確保に苦慮しているところでございます。本年度については特にコロナの影響も見通せない中で、税収の増ということも分からないという中で、当初予算は本当に厳しいきつきの予算になっているものでございます。ですので、建設課の道路維持費だけでなく、各課の予算についても、歳入に見合ったと言うのも変ですけれども、どこも厳しい予算になった3年度予算となっております。

ですので、観光の独自財源のお話もありましたけれども、市といたしましては、これから行革の大綱とかにも載っていますけれども、独自財源という税だけではなくて、使用料、手数料の見直しですとか、一時的なものでは、例えば市有地の売却であるとか、ふるさと納税を増やしていくとか、様々な歳入増の推進をしていくとともに、歳出についてもこういう言い方すると、またあれなんですけど、歳出についても厳しく査定していくといいますが、予算についてはやって、予算編成をしていく方針は変わらないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから漂着ごみ等に対する対応ということで御質問ございましたので、御回答申し上げます。

漂着ごみにつきましては、環境対策課の予算でもって、機械借り上げで、通常、夏期の海藻が打ち上がったとか、ごみが打ち上がったとかということで対応をしている部分がございます。基本的にはそれぞれ海岸を管理する管理者というのが市であったり、県であったりというふうに分かれておりますので、市が対応できる部分については先ほどの予算で対応し、県が管理してる部分につきましては、県へ対応を依頼しているところでございます。状況等に応じて、県のほうも全てなかなか対応していただけないケースもありますけれども、その辺についてはその場その場に応じて協議をして、お願いしているところでございます。

以上です。

議長（橋本智洋君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） それでは、企画課のほうから、みなとまちゾーン活性化協議会の協議の状況についてお答えをさせていただきます。

みなとまちゾーン活性化協議会におきましては、みなとまちゾーン全体の活性化に向けた検討を進めており、違法係留や沈・廃船の回収についても、そのうちの重要な課題と位置づ

けられており、係留施設の整備について県が検討を進めている状況でございます。

この協議会は県や市といった行政だけではなく、民間団体も含めた組織となっており、協議の中では、施設の場所や規模、景観や安全対策等の幅広い視点からみなとまちゾーン全体の活性化を図るための望ましい方向性について合意形成を図り、それをベースとしまして、県が具体的な調整、整備を進めていくということで検討を進めているところでございます。

みなとまちゾーンにつきましての基本的な計画につきましては、今年度中の策定を目標としており、それに引き続きまして、個別具体の事業を進めていくということで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） まず、道路及び河川維持管理についてでございます。打開策はということでお尋ねさせていただいております。建設課長のほうからは、なかなか打開策はないが財源が厳しい。財務課長のほうからも同じような御答弁をいただいております。市長の考える、この道路及び河川だけではございませんが、社会インフラを維持補修、修繕していくための今後の打開策、方針があればお尋ねをさせていただきたいと思っております。

次に、稲生沢川河口、また下田港内港の廃船、沈下船ということで、あえて呼び名を変えさせていただいております。沈下船については、現在、燃料タンクの前に2隻が沈んでおり、油が漏れないような対策が取られておりますが、実際は漏れ出しております。そして5隻の廃船が、所有者がおられるかもしれませんが、ロープも緩んだ状態で、風で流されたり、岸に寄ってきたり、そのような状況でございます。県が所有者が判明してるから、所有者の責任でというものはございますが、このみなとまちゾーンを活性化していく上で、やはり他のプレジャーボートとは別に、この沈下船2隻、廃船5隻は早急に対応していくべきであり、なぜ市が県に対し、行政代執行の要望を書面でしっかりと市長名で出さないか、疑問に感じるところでございます。市長が掲げたワンチーム下田、大川端をはじめとする魅力ある屋外空間づくりのためにも、静岡県に対して行政代執行の要望書の提出をお願いしたいと思います。

また、空き家対策について、4ホテルについても引き続きのお願いという形では進むのかとは思われますが、富士屋ホテルのように、それが功を奏して撤去が進んでるところもございます。観光庁が創設した既存環境拠点の再生・高付加価値化推進事業、こちらは自治体やDMOが主体となり、観光拠点再生計画に対して1地域5億円、また、その中で観光地とし

て景観を改善し、跡地の観光目的で活用を前提とした廃屋撤去、補助率2分の1、補助額上限1億円となっております。この4つの廃ホテルについても、事業者だけに任せるのではなく、自治体やDMOといった法人をつくり、国が各観光地で抱える廃屋撤去について、こうした補助制度、再生計画を提示しております。ぜひとも下田市が中心となって、この4つの廃ホテルを観光資源化としていただきたいと思います。

この3点について、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（橋本智洋君） 市長。

市長（松木正一郎君） 道路の問題、それから廃船の問題、特定空家の問題、今4つとおっしゃられた、すみません、もう一つが何だったか分からなくなっただけです。

1番（江田邦明君） 3つ。

市長（松木正一郎君） 3つでよろしいですか。それでは、この3つについてお答え申し上げます。ちょっと長くなりますけども。

20世紀の終わり、つまり2000年前後に、荒廃するアメリカという言葉が人口に膾炙されました。いろんなところで雑誌なんかにも出ていました。つまり、ちょうどその頃、道路や橋梁などのインフラが次々に寿命を迎えまして、修繕あるいは更新しなければならない状況に陥って、アメリカで大変な社会問題になったわけです。日本ももうじきそうなるというふうに言われまして、そこで生まれた考え方がアセットマネジメントという、こういうふうな、もうお聞きになったことあるかもしれません。その日本語的に言いますと、予防保全なんていう言い方が当時はやりまして、これによって橋梁やトンネルを寿命がいつぐらいになるから、優先順位をつけて順次やっていこうと、こういうふうなことで、特に国道、県道について県がやってきて、ほぼそれが今、終了しているところです。

しかしながら、市は持っているインフラの数が県のような骨格的なものだけではなく、毛細血管的に大変多く存在しています。このたくさんの修繕箇所についてどういうふうにしていくのかといったことなんです。現在、市では予防保全といった県のようなやり方がなかなか難しく、かなり多くのものが事後保全という形になっています。この保全は、実は4つ種類がありまして、予防保全、それから保全予防、改良保全、事後保全と、こういう4つあります。予防保全というのは、壊れそうなところをあらかじめリストアップして、順次修理していくという県のやり方。保全予防というのは、修理を計画的に進めることで予防につなげるという。改良保全というのは、普通に道路整備、拡幅なんかやることで、それで自然と更新されていくという、こういう形ですが、事後保全は文字どおり壊れてから直すという

やり方です。

これはじゃあ問題かといいますと、実は一般家庭は大抵そういうふうにしてるわけです、一般の人々の暮らしの中では。潤沢な予算がないときには、これは有効な手法です。ただし、常にしっかりと監視をしていくといったことが不可欠になります。今回、この大量にある修繕すべき箇所をどうするかといったとき、財源に潤沢なものが背景としてない下田市としては、2つの考え方でやっていこうというふうに昨年度、考え方を整理しました。1つは、先ほど建設課長が申しあげましたように、客観的な指標、これにより優先順位をしっかりとつけようじゃないかということです。ただ、地区の要望が上がったから、声が大きいかからではなく、例えば通学路であるとか、例えば交通量が多い道路であるとか、あるいはここは、この道路が潰れてしまうと迂回路がないとか、こういった様々な判断指標を設定しまして、それを数値化し、優先順位を定めると、こういうことを、この3月までに建設課のほうで、この表を取りまとめ、そして、これに合わせて要望を整理し、順次やっていこうというふうにしています。

それから2つ目が、これも建設課長から先ほど話がありましたが、県と包括的に管理をしようという新しい取組に下田市は取り組みます。実はこれは県が発表するかなと思うんですが、国の時代を切り開く新しい取組としてモデル事業として全国に募集しましたところ、それに対して下田市が手を挙げました。そうしたら、ありがたいことに第1位をいただいたということで、全額国費でこの調査をやっていただけることになりました。県と市が一体となって道路を管理するとどのようなメリットがあるのかといったことについて、これから県と市で、これコンサルタントと一緒に新たな管理手法について検討に入ります。これが道路の問題についてです。

それから次は特定空家については、御指摘のとおり、既存の事業、これをしっかりとやはり私たちも取り入れることが重要だと考えております。一方で、別の手法、つまり正攻法でなく、特定空家が例えば道路の拡幅によって解消される、あるいは公園の整備によって解消される、防災的な避難路、避難地の整備の中で解消される、こういったことも多様な手法としては検討すべきであろうというふうに考えております。先ほど建設課長が申しあげたグラウンドホテルについても、今回、あそこは重要な避難路上に位置しているために、そうした観点から何とかできないかということ今、検討してるところでございます。こうした様々な手法を組み合わせることによって、一軒でも多く、市の負の遺産である特定空家の解消に努めてまいります。

3点目の廃船でございます。これは実は着実に進んでおります。今から3代前の土木事務所長の所長を私はしております、そのときにもこれは重要な問題というふうに捉えておりました、県庁の担当部局と何度も相談をしながら対応していたところでございますが、私は力及ばずできませんでした。その後、次の所長も頑張ったんですが、なかなかできない。ところが、その次の所長になって、つまり先代の所長のときに少し進んできました。粘り強い交渉の結果、去年は引揚げの作業を実際にやっていますが、途中で失敗をしたというふうに聞いています。もちろんこれは結果が出なければ社会的には意味を持たないかもしれませんが、そのほか小さなものについても声をかけ続けた結果、私が見たところだけでも3隻ほど廃船、沈船が撤去されていまして。今、議員御指摘のところは、どちらかというと河口に極めて近いところの比較的大きな船ですけれども、昔の漁協の跡辺りに何隻かあったものについては、今、全てが撤去されています。

このように廃船の問題については、土木事務所が県の代執行については最終手段として、あくまでも所有者による対応を目指しているということ、この考えを私たちは基本的には支持しながらも、先ほど話に出ましたみなとまちゾーン活性化計画の中でプレジャーボートの係留船対策とともに、総合的に下田市の景観やまちづくりの中で、その一環として協力して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 稲生沢川河口の廃船と沈下船の部分について、最後、要望意見をさせていただきたいと思います。

県が当初作成した下田港周辺における地域活性化のための基盤整備検討調査の中の下田港不法係留船対策の中では、施設完成後2年度目で不法係留船の解消、その中には強制移動や撤去、行政代執行の検討、簡易代執行というようなロードマップがしっかりと示されております。ぜひともこのみなとまちゾーン活性化基本計画の中では、他のプレジャーボートの係留船とは別で廃船となってる船、沈下船となってる船について、どの時間軸で誰が対応していくかといったことを協議会の中で御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、大きく2点目の持続可能な観光振興に向けた独自財源の確保についてでございます。

せんだって通告書を提出した後に、この第7次下田市行財政改革大綱、また同実施計画が議員に配付されました。この中で、ふるさと納税の部分に触れられておりましたので、確認

をさせていただきたいと思います。

この行政改革大綱の中で、ふるさと応援寄附金の推進に関しては、令和3年度の目標額が2億5,000万円、その後、1年ごと、3億5,000万円、4億円、4億5,000万円、計画5年目の最終年度、令和7年には5億円という目標金額が示されております。先日、議会で下田市総合計画における基本構想の審議の中で、同項目については多数の議員から協議会等の中でふるさと応援寄附金採納額、令和元年度現況2億4,000万円に対し、令和7年度、5年後の目標値2億5,000万円、あまりにも予算作成時の自主財源の確保といったところが示されている部分で少ないのではないかといった意見が多数ございました。この総合計画は、最上位計画であり、行財政改革大綱もこの総合計画に基づいて策定されたと思われま。5年後の目標額が5億円となった経緯について確認をさせていただきたいと思います。

議長（橋本智洋君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 行革大綱のほうの実施計画につきましては、総合計画のほうを取りまとめる中で、そういう金額の努力目標として少ないのではないかという御意見もいただいたものですから、計画の実施計画としてはそれ以上を目指して、多くふるさと寄附のほうを集めていこうということで金額のほうを総合計画より上増しして、目標としては大きくということで増額させていただいたものです。

以上です。

議長（橋本智洋君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 総合計画が策定されて、スタート、4、5月、2か月がスタートした中で、5億円の表記、市民や事業者の方はどの数値を目標にしてよろしいか分からなくなってきました。ぜひとも総合計画の金額、修正していただき、市民の方に広く周知いただきたいと思います。

さて、先ほどの独自財源の確保ということで、具体的な計画がないと観光交流課長のほうからお話をいただきました。皆様も身近なところでは富士山の入山料が記憶にあるところかと思えます。世界遺産登録翌年、2014年より環境協力金として任意の徴収が始まっております。その後、認知度と徴収協力率が上がるにつれて、不公平感を解消するため、他の徴収について検討が始まり、議論の中では、富士山全体の管理者でない県が使用料として徴収するのは難しいと判断し、法定外目的税としての徴収で調整されてるといったものでございます。やはり議論が始まってから数年の月日が必要となるところでございます。

下田市でも振り返りますと、平成20年3月定例会の議案の中で、下田市都市公園条例の一

部を改正する条例の制定について、観光振興策としてあじさい園の整備、管理を目的に、あじさい祭期間中に下田公園で入園料を徴収することについて議論がされております。この議案については観光関係者から相談があり、当局からの提案、入園料は小中学生100円、一般200円、想定入園者1万8,000人、料金収入315万円、利益75万円、その利益をあじさい園の整備に充てるといったものでございました。しかしながら議会では否決といったところでございます。こういった過去の議論も踏まえて、具体的な計画がなく、先ほど申し上げた第2次下田市観光まちづくり推進計画、こういった観光振興の計画がされてるか、再度お尋ねさせていただきたいと思います。

次に、都市計画税と入湯税について、それぞれ整備内容等の御報告をいただいたところでございます。大きな視点で何点が確認をさせていただきたいと思います。

こうした目的税でございますから、各事業に対する充当割合の根拠であったり、事業ごとの充当割合と長期的な計画といったものは、何に基づいて現在予算で配分されてるか、確認させていただきたいと思います。

また、こちらの目的税については、地方税法の施行に関する取扱いについて、市町村税関係、平成22年4月1日、総税市第16号において、第9章、目的税、2、入湯税に関する事項、4、入湯税及び都市計画税についても触れさせていただきます。入湯税及び都市計画税に対し、特別会計を設置しないで一般会計に繰り入れる場合においては、入湯税をこれらの事業に要する費用に充てるものであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書、あるいは説明資料等において明示することにより、議会に対し、その用途を明らかにするとともに、住民及び入湯客に対しても周知することが適当であると記載がございます。現在この取扱いに対する通知文に対して、下田市が取り組んでることも併せてお尋ねさせていただきたいと思います。

次に、入湯税に関して、各事業に対するこれまでの実績と、また予算について御説明をいただきました。1点気になるところがございます。目的税を充当する事業である鉱泉源の保護管理施設の整備に要する費用への充当が過去の説明、また令和3年度予算にもございませんでした。この鉱泉源の保護管理施設の整備に関する事業そのもの自体がないのか、充当する必要がないということで予算配分してないのか、確認をさせていただきたいと思います。議長（橋本智洋君） すみません、質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

1番（江田邦明君） はい。

議長（橋本智洋君） 午後 1 時まで休憩とします。13時まで休憩といたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（橋本智洋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 観光まちづくり計画についてのお答えをさせていただきたいと思いますが、議員御指摘のとおり、第 2 次観光まちづくり推進計画ですけれども、確かに財源確保に向けた記述はない構成となっておりますけれども、アフターコロナの時代を見据えた中で、今回の計画に掲げる基本方針の下、目標達成に向けまして、今後、観光関連事業者とも連携をしていく中で、財源確保に向けた議論にもなっているかとも考えております。今後も引き続き、庁内外含め、連携を密にしていきたいと考えております。

また、議員からは平成20年当時のあじさい祭期間中の有料化のお話がありましたけれども、現在、あじさい祭を開催しておりますところでございますが、関係者からは当時と同様の声も上がってきているように聞いております。このようなことから、今後の財源確保に向けた議論につながっていくのではないかと考えておりますので、今後も関係者間の連携を密に取っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 目的税の充当の基準等についてのお尋ねでございます。

目的税の充当の基準につきましては、特に定められておるものではございません。ただ、市におきましては、まず都市計画税につきましては、まず最初に都市計画マスタープラン、公園事業等の都市計画事業に充当をいたしております。そちらに、その所要一般財源に100%充当した後に、その残額を下水道事業、それから過去の起債の償還事業に充てておるところでございます。令和3年度の当初予算においては、ほかの都市計画事業以外の他の事業については27.4%の充当率となっております。

それから入湯税につきましては、令和3年度につきましては要望もあったということで、

観光交流課の各種事業予算にほぼ充当しているものでございます。ただ、先ほど議員のお尋ねにありました鉱泉源の保護というところでございますけれども、市としては直接、鉱泉源の保護ということで事業を行っているものはございません。ただ、それを目的とした活動を行っている県の温泉協会負担金、あるいは市の温泉組合の負担金につきましては、この入湯税を充当しているところでございまして、入湯税につきましては観光関連、それから今の温泉関連の一般財源に対しまして入湯税を全額充当しておりまして、その充当率は59%となっております。

それから、長期的な計画に基づいているのかというお尋ねでございましたけれども、目的税を充当するための計画というのはございませんで、総合計画ですとか、都市計画マスタープランですとか、その他、各種計画に基づきまして事業を行っているものでございますので、そちらに掲載された事業について充当していただくものでございます。

それから、使途についての記載でございましたけれども、確かに使途について明確にするようにということで通知は来てございます。今までですと、決算については広報しもだで充当について決算状況とともにお知らせをしてございます。また予算につきましても、本年度、ちょっと広報の掲載の都合もございましたので、ホームページのほうに掲載をさせていただいてるところでございます。今後につきましては、当初予算につきましては当初予算の説明資料で、また決算につきましては、主要な施策等で分かりやすく掲載させていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

議長（橋本智洋君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 答弁漏れで申し訳ございません。

ふるさと納税の目標額につきましてはですけども、どうしても市の定める計画につきましては、年度別、作成の年度におきまして、時系列で数字、内容等の相違が発生してしまっているということで、基本計画の部分につきましては、目標としましては最新の計画の数値を使用しているつもりであります。また計画のほうにつきましては、ローリングのタイミングを見まして、しかるべきときになるべく早期に対応したいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（橋本智洋君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） まず入湯税の関係でございまして、鉱泉源の保護管理施設の整備ということで、現在、市が直接温泉、源泉等を管理していただけないので、そういった事業はない

かと思いますが、直近ですと南伊豆町、弓ヶ浜での温泉問題の例がございます。いざそのような状況になったときに、行政がどれだけ支援できるかといったことを考えると、この入湯税というのは鉱泉浴場、温泉法にいう温泉を利用するお客様からいただいているものでございます。こういった温泉施設の整備に対して、私はやはり基金等を創設し、積み立てていく必要があると考えております。この点については要望ということでお話しして、終わりにさせていただきたいと思っております。

次に、都市計画税に関してでございます。御説明いただいたように、都市計画事業、主に公園事業であったり、街路事業、そのほか下水道事業と過去の起債の償還という御説明をいただきました。ということは、恐らく下田市における朝日地区、白浜地区にはこういった都市計画事業はないのかなと私は考えます。前段に御紹介した地方税法の施行に関する取扱いの中でも、都市計画税について、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、定められた農用区域については、特に該当区域の利益となる都市計画事業または土地区画整理事業が施行される場合を除き、課税区域から除外することが適当であること。市街地から著しく離れたへんぴな地域に所在する山林等のように、一般に都市計画事業または土地区画整理事業による受益が全くないと認められるものがある場合は、当該山林等の地域を課税区域から除外することが適当であることといった記載もございます。

そこで、市長が掲げております公園整備の推進、空地の有効利用として、白浜地区、朝日地区に通年で浜辺のにぎわいを創出する海浜等を整備してはどうかと考えております。福岡市では海浜公園条例を制定し、海浜、海面、公園を一体として指定管理者制度で運営する仕組みを導入しております。ぜひとも市長のお考えを空地の利用という観点からお聞かせいただきたいと思います。

次に、法定外目的税の使用ルールということで、今後、議会における予算、決算でも御説明いただけるということで大変議員、市民の意見を反映した中で予算審議、決算審議ができるのかなと考えております。なぜこのように既存の目的税について掘り下げて質問していくかといいますと、やはり新たな目的税を創出する場合には、今抱える課題等を解決し、基金の設立についての議論、事業ごとの充当率についての議論、事業ごとの配分についての議論、地域ごとの配分についての議論、そういった議論と十分な説明が必要であると考えからでございます。

以上の点についての答弁をお願いいたします。

議長（橋本智洋君） 市長。

市長（松木正一郎君） すみません、2点目について、ちょっと分かりにくかったものですから、後ほどもう一回、御質問、恐縮ですけど繰り返していただくとありがたいと思います。

それで、まず1点目の都市計画税と、それから公園整備の問題についてをお答えいたします。

都市計画税は、目的税として都市計画事業、都市計画的な施設の整備等に用いることになっています。例えばマイマイ通りという街路、これは下田市の玄関口に当たるところに1つの大きな通りをシンボリックに造るといったことで市が施工していたわけです。このマイマイ通りというのが、ひいては市全体の利益になるということで、皆さんの都市計画税はそこに投入していたわけです。

一方、今、議員御指摘のとおり、周辺部において直接的に利益になるようなものがあまり見当たらない。この受益と負担のバランスをどう取るかといったのは極めて重要なポイントであろうというふうに私も思います。そして、実際に公園という子育て、あるいは高齢者の今、コロナで出歩けないとかいった、こういう方々の健康維持のためにも非常に重要なインフラであろうと思っています。

ちょっと専門的な言い方をしますと、公園は2種類ございまして、1つは住区基幹公園といって、住宅地の中にその周辺の住民の使う公園、もう一つが都市基幹公園といひまして、都市全体の中で広くみんなで使う公園、例えば運動公園とか総合公園とかというのは、みんな車でそこまで行って幅広く使う公園と、こういうふうなものがあります。住区基幹公園の中で代表的なものが児童公園、子どもさんが子育て世代のお母さんと一緒に遊べる、こういったところがその代表でございます。今は実は児童公園と呼ばないで街区公園と呼ぶんですけど、児童公園のほうが分かりやすいかと思います。昔は三種の神器と言って、ブランコと鉄棒と砂場だったかな、ジャングルジムと砂場とブランコだったか、何かそういう感じのものを基本的には設置しようということで、多分、滝内議員におかれましては、こういうことに多分、大変お詳しいんじゃないかと思いますが、こういった住区基幹公園、地元に着した公園みたいなものを整備していくというのは本当に重要なことではないかと思います。

自らが自分のまちのことを言うのは、その課題について自ら言うのもちょっと変なんですけど、例えば都市計画税は伊豆市や伊豆の国市は徴収してないんですね。ここは徴収してないことに、今、物すごく困ってるんです。徴収しないから整備しないでいいじゃないかというふうな気持ちになっちゃっていると。だけどやっぱり都市計画を定めた以上、してないのはア

ブノーマルなわけなんですね。ところが今となつては、このコロナなんかで疲弊してる中で税金を上げると言ったら、とても理解が得られないということで、大変困ってらっしゃいます。

私たちはこういった地域の本当に必要なものについて、負担をしてくださってる方々にちゃんと受益が行き渡るように整備を進めていくということは重要だと思います。今般は伊豆縦貫自動車道の残土が出たりしています。こうしたものを活用して、伊豆縦貫の周辺にある稲梓地域については公園整備について検討してるんですが、その他の地区に対しては検討していません。ぜひ地域の方々と各議員の皆様におかれましてはお話をさせていただいて、この場所、みんなで公園にしようじゃないかみたいな話をぜひ合意形成していただいて、そこにただで国土交通省が土を持ってきてくれますので、こんなチャンスはない。ある一企業が、全然違う場所なんですけど、ただでくれるんならもう、運搬費は何ならうちが持ってもいいと言ってるぐらいなところもあります。そういうふうに、土というのは買ったら結構高いもんですから、大体大ざっぱに言うと1,500円、1立米。これを1万立米持ってきたら1,500万円になるわけです。そういったものが1,500万円がただでもらえるのであれば、そんなに得なことないということになります。ということで、ぜひこういう整備に向けて、市としてもこれから検討してまいりますので、各地区におけるそういったニーズについて、皆様のほうで収集して、こちらのほうにそのことをお知らせ、お教えいただければ幸いです。

1点目について以上で、2点目、ちょっとすみません、私の理解ができなくて、もう一度お願いいたします。

議長（橋本智洋君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 2点目については、既存の目的税をなぜこのように掘り下げて質問させていただいたかという私の考え方ですので、質問ではございませんので、すみません、御答弁いただきましてありがとうございます。

先ほど観光交流課長より観光まちづくり推進計画、大変重要であり、具体的な計画が策定されておりますが、やはり財源がなければこの計画も計画で終わってしまいます。また一方で、これまで蓮台寺温泉地区、そして須崎漁港地区、今後、吉佐美大浜と自治区で計画が策定されている観光地エリア景観計画、こちらについても財源をどうしていくといった議論は私の中では解決していないのではないかと考えております。ぜひとも慎重に議論しなければいけないテーマでございますが。

議長（橋本智洋君） 江田議員、5分前です。

1番（江田邦明君） 法定外普通税、法定外目的税だけではなく、入場料、利用料、分担金、負担金、協力金等を設定することについても議論いただきたいと思います。なぜなら、こういった財源の確保で観光振興を図るとともに、観光公害の抑制といった目的にも誘導することができるからです。白浜大浜海水浴場に例えれば、浜での入場料を徴収することで、一定のお客様の層を選択することができると思います。こうしたことを踏まえ、税務課だけではなく、横断的に財務課、観光交流課、建設課、環境対策課、産業振興課、そして環境教育として必要な生涯学習課、学校教育課、防災の観点からも必要になってくるのではないかと考えます。観光振興の好循環によるつながる下田、新しい未来を目指すためにも、ぜひともテーマとしにくい内容でございますが、法定外目的税の導入について、当局より一石を投じていただきたいと要望し、私からの一般質問を終わらせていただきます。

議長（橋本智洋君） これをもって、1番 江田邦明君の一般質問を終わります。

報第5号の上程・質疑

議長（橋本智洋君） 次は、日程により、報第5号 令和2年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それでは、報第5号 令和2年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の1ページをお開きください。

1ページは議案のかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙2ページから3ページのとおりに調製いたしましたので、御報告申し上げます。

繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項において、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならないと規定されておりますので、今議会に報告させていただくものでございます。

それでは、2ページ、3ページの令和2年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

繰越しをいたしました事業は記載のとおりで、いずれも年度内完了の見込みがつかず、令

和3年3月定例会におきまして議決及び3月31日専決予算で御承認をいただいたものでございます。

1件目は、2款総務費、1項総務管理費、事業名は公共交通推進事業、内容は、鉄道施設総合安全対策事業費補助金で、翌年度繰越額は249万円、繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染拡大による影響により、事業の着手に遅れを生じ、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和3年10月31日でございます。

2件目は、6款商工費、2項観光費、伊豆半島ジオパーク推進整備事業、内容は、須崎公衆トイレ建設工事で、翌年度繰越額は1,200万円、繰越しの理由は、観光地域づくり整備計画の策定に当たり、静岡県及び地元区との調整に不測の日数を要し、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和3年8月31日でございます。

3件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名は、橋梁維持事業、内容は、ゆのもと橋耐震補強工事で、翌年度繰越額は5,110万円、繰越しの理由は、耐震補強工事に併せて水道本管の架け替え工事を予定しておりましたが、同時施工が困難となる場所が多く、その調整に不測の日数を要し、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和3年6月30日でございます。

4件目は、9款教育費、2項小学校費、事業名は、小学校管理事業、内容は、庁用器具費（教育活動継続支援分）で、翌年度繰越額は62万6,000円及び5件目、同款3項中学校費、事業名は、中学校管理事業、内容は、庁用器具費（教育活動継続支援分）で、翌年度繰越額は64万1,000円で、いずれも新型コロナウイルス感染症対策として衛生用備品を購入するもので、その欠品により年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和3年11月30日でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 令和2年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

報第5号 令和2年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 伊豆半島ジオパーク推進整備事業の須崎公衆トイレ建設工事についてお尋ねをしたいと思います。

議長（橋本智洋君） すみません、マイクを近づけてもらえますか。ちょっと聞き取りにくいので、マイクを近づけてもらえますか。

13番（沢登英信君） 地元との調整がつかずに繰り延べると、こういう理由をおっしゃられたかと思うんですが、地元との調整というのは具体的にどういうことなのかと。どういう経過でこの調整が必要で図ってまいったのかということをお尋ねしたいと思います。

そして、このジオパーク推進事業は、公衆トイレの工事だけではないんじゃないかと。御台場じゃなくて、御台場ですか、の件だとか、あと、あそこの、出てこないな、恵比須島の整備とかも含めて検討はされてるんじゃないかと思うんですけども、それらの関連を含めて、どうして調整がつかなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 須崎公衆トイレの繰越しの関係でございますけれども、地元との調整がつかなかったということに関しましてなんですが、この予算に関しましては、昨年度も9月の補正予算に計上させていただいたものでございます。年度内の完成を目指していたものなんですけれども、端的に申しますと、エリア計画で計画していたトイレの位置の調整が、結局、当初に予定していた位置と結局最終的には変わってしまったというようなところで調整が難航したということでございます。

それともう一件、この景観エリア計画の中で、もうあと2つの整備事業、御台場と恵比須島の関係でございますが、その2つに関しましては、当初、令和4年度の事業化を目指していたところなんですけれども、県との補助金の交渉の中で、令和3年度中の交付をいただける見込みとなりましたために、今回の補正予算に係る予算を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 経過は分かりましたが、そうしますと、この位置は当初どこを予定して、どういう訳でこれが変更して、今、たしか漁協の隣の位置、漁協にあったトイレを改修するというような方向になっているんじゃないかと思っておりますけども、その辺を御説明いただきたいと思っております。

議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） すみません、当初、位置的には漁民会館の前の道路沿い、道路に面したところに計画をしていたんですけども、ちょっと調整の経過、理由まではち

よっと聞いてないんですけれども、今のところに落ち着くまでにちょっと時間を要したというような形で聞いております。

議長（橋本智洋君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） これをもって、報第5号 令和2年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

報第6号の上程・質疑

議長（橋本智洋君） 次は、日程により、報第6号 令和2年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） それでは、報第6号 令和2年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の4ページをお開きください。

4ページのががみでございますが、地方公営企業法第26条第3項に規定されております、繰越額の使用に関する計画について御報告申し上げるものでございます。

なお、地方公営企業では、予算に定めた建設または改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合は繰り越して使用することができ、事前に予算補正が必要な一般会計等と異なる取扱いが地方公営企業法第26条第1項に規定されております。

それでは、5ページの令和2年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

款、項、事業名は、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は、管渠整備事業、処理場改良事業、固定資産購入費でございます。

予算計上額は、合計3億2,600万円でございます。

令和2年度中の支払い義務発生額が合計7,632万5,700円で、2億3,715万3,000円を今年度に繰り越して使用するものでございます。

財源といたしましては、次の6ページになりますが、国庫補助金4,540万円、企業債1億4,300万円、当年度損益勘定留保資金4,875万3,000円を充てるものでございます。

繰越事業の内訳でございますが、管渠整備事業は、令和2年度武ガ浜地区下水道管渠耐震工事、処理場改良事業は、令和2年度武ガ浜ポンプ場機械設備更新工事、令和2年度下田浄

化センター脱臭・水処理設備更新工事、令和2年度下田浄化センター水処理設備更新工事及び繰越しに伴う市単独工事費、固定資産購入費は、令和2年度減災対策用物品購入（ハンドラー設備）の計6件でございます。

武ガ浜地区下水道管渠耐震工事及び武ガ浜ポンプ場機械設備更新工事につきましては、3月に国の3次補正予算が追加決定となり、適正工期の確保が困難であることから繰り越したものでございます。

工事の完成時期につきましては、管渠耐震工事が本年12月、機械設備更新工事が本年7月を予定するものでございます。

また、下田浄化センター脱臭・水処理設備更新工事、下田浄化センター水処理設備更新工事及び減災対策用物品購入（ハンドラー設備）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、資材の入手が困難となり、繰り越したものでございます。

工事の完成時期につきましては、脱臭・水処理設備更新工事及び水処理設備更新工事が本年9月、減災対策用物品購入が本年7月を予定するものでございます。

以上、報第6号 令和2年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

報第6号 令和2年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第6号 令和2年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

議第35号の上程・質疑・討論・採決

議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第35号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、小泉孝敬議員の退席を求めます。

〔8番 小泉孝敬議員退席〕

議長（橋本智洋君） それでは、当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曾根英明君） それでは、議第35号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページをお開きください。

初めに、本議案提出の根拠でございますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員選出の監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

この地方自治法第196条第1項につきましては、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるというものでございます。

本市におきましては、引き続き議員のうちからの選任をお願いするものでございます。

次に、提案理由でございますが、議員のうちから選任された監査委員が、令和3年5月31日をもって退職したため、新たに議員のうちから監査委員を選任するためでございます。

続きまして、選任したい方でございますが、下田市須原999番地の1、小泉孝敬様でございます。生年月日は昭和26年4月14日生まれの70歳でございます。

同氏の主な公職歴でございますが、平成23年4月に下田市議会議員に初当選以来、現在3期目でございます。この間、平成23年5月から平成25年5月まで産業厚生委員会副委員長、平成24年9月から10月まで決算審査特別委員会副委員長、平成25年5月から平成27年4月まで総務文教委員会委員長、平成27年5月から平成29年5月まで産業厚生委員会委員長、平成30年7月から9月まで新庁舎建設設計特別委員会委員長の要職を、また、令和元年5月から令和3年5月まで下田市議会議長をそれぞれ歴任されております。

これまでの公職歴のとおり、監査委員として適任者であると確信しているものでございます。

ぜひとも御同意をいただけますよう、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 小泉孝敬さんの経歴の紹介をもって推薦の理由とされたと、こう思うわけではありますが、しからば、推薦の基準とは何かと、経歴なのかと。どういう基準で小泉さんを推薦するのかということをお尋ねしたいと思います。

さらに、提案理由について、議員のうちから選任された監査委員が令和3年5月31日をも

って退職したためと、何で退職されたのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

議長（橋本智洋君） 副市長。

副市長（曽根英明君） 先ほど御説明申し上げたとおり、監査委員ですが、議員のうちから選任するということですが、基本的に監査をしていただくということで、普通地方公共団体の財務管理ですとか、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有している方から選ぶものと考えております。そうした意味でも、市議会議員として10年、下田市の行政運営に携わっていただいたことから、適任だというふうに思っておるものでございます。

もう一つ、退職ですが、こちらのほうで退職届のほうを頂いておりますが、一身上の都合ということで聞いております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） やはりきっちりした基準ではなくて、実態は議長経験者の後釜としてやっていくというような形式的な選任をしてるんじゃないでしょうか、当局は。議員の中で、きっちり監査委員としての資質や監査の経歴、そういう能力を持った人をきちんと選ぶと、こういう基準を私は立てるべきだと。まさに形式的に議長経験者が次になっていくんだと、安易な選任をしてるんじゃないかと思うんですが、副市長の説明は、経歴をもって適任者だと、これ以外の基準はないのかと。監査委員とはどういう職種を本旨としているものなのか、副市長に再度お尋ねしたい。

議長（橋本智洋君） 副市長。

副市長（曽根英明君） 先ほども御答弁申し上げたとおり、監査委員ですが、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有する者だと思っております。こうした意味でも市議会議員を長く務められて、市の行政運営等にも優れた識見を有してるものと判断して、今回御推薦したものです。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。3回目です。

13番（沢登英信君） やはり監査が計数監査しかされていないということが、この下田市の監査の欠陥だと私は思うわけです。政治的な行政監査がきっちりとされていない。市が行った施策が、その効果が市民にどのように現れているのか、現れていないのか。監査の根本の監査がされていないという、こういうことが私は大きな問題だろうと思うわけです。今日

の監査委員が、歴代の監査委員が進めてきた監査結果の内容から見て、そういう行政監査がされていない。したがって、この庁舎の問題でも長年にわたって混乱の上に混乱を重ねる、監査委員が監査の役回りを果たしていない、こういうことになっているのではないかと思うわけです。こういう実態について、当局はどのように、監査の仕事とはどうあるべきかということを検討していただきたいと。

御答弁がないようですから要望して終わります。

議長（橋本智洋君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 地方自治法におきます法の規定から言いましても、議会から監査委員を選出する、このことは私は大切なことであろうと思えます。しかし、その手続や推薦の仕方が実態的には議長経験者が次に監査委員になると、こういう形式的な選出の仕方は、むしろ改めるべきではないかと、こう思うわけであります。そして、この期間の市政の混乱、それらを内部からきっちりと監査して、混乱が起きないようにする行政監査をきっちりと心がける、こういうことが必要ではないかと思うわけであります。

したがって、今回の手続におきましても、当局が一方的にそういう慣例に従って進めたと、議会に諮るなり、議員のそれぞれの意向を聴取するなり、何らの手続を取らずに進めてまわっているというのが、その実態ではないかと思えます。このような形式的な議会の在り方は根本から改めて、議論をすべきではないでしょうか。議会の中のやはり監査委員として私はその仕事をしたいと、こういう意力のある方を募るといような手続もせず、一方的なやり方は改めるべきである、こう思いますので、今回の小泉孝敬さんの選出については反対を

するものでございます。選出をし直す、手続をきっちり踏んで、あるべき監査の仕組みと、誰が監査委員にふさわしいか、こういうことを選び直すべきであると考えるものでございます。

以上です。

議長（橋本智洋君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 滝内久生君。

〔7番 滝内久生君登壇〕

7番（滝内久生君） 議会の選出監査委員の議案ですけれども、小泉孝敬氏、適任だと思っております。

この2年間、議長も務め、満場で選出されたというふうに記憶しております。このような方が当局としても適任だという判断をされて提案されたものです。手続がどうだこうだじゃなくて、小泉さん自身がまずいという理由はないんです。小泉孝敬さんが不適任だという理由ではありませんので、私は適任かと思えます。

よって賛成します。

議長（橋本智洋君） 次に、そのほか反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） それでは、賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋本智洋君） 起立多数であります。

よって、議第35号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、小泉孝敬議員の入場をお願いいたします。

〔8番 小泉孝敬議員入場〕

議第36号の上程・質疑・討論・採決

議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第36号 下田市固定資産評価審査委員会委員の

選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曾根英明君） それでは、議第36号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の8ページをお開きください。

初めに、本議案提出の根拠でございますが、地方税法第423条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

委員の要件といたしましては、同法の規定により、当該市町村の住民、市町村税の納税義務のある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから選任することとされております。

また、下田市税賦課徴収条例第78条により委員定数は3名であり、本市では地域的に偏在しないよう配慮し、旧下田・朝日地区、稲梓・稲生沢地区、白浜・浜崎地区の3地区に区割りして、各地区から1名ずつの選任を行っております。

次に、提案理由でございますが、今回、旧下田・朝日地区より選任されている進士 洋委員が、この6月29日で任期を満了されるため、委員の選任替えをするためでございます。

続きまして、選任したい方でございますが、下田市吉佐美948番地にお住まいの進士信実さんです。昭和33年5月18日生まれ、現在63歳であります。

進士さんは静岡県職員として長く勤務され、数々の要職を歴任された後、平成31年3月に退職されました。

退職後は、平成31年4月から7月まで松崎十字の園、令和2年1月から3月まで賀茂健康福祉センターで勤務し、本市及び賀茂地区の福祉行政に御尽力されました。現在は令和3年4月より賀茂児童相談所に勤務されております。

誠実な性格のほか、思慮深く聡明な方であり、行政委員としての責務に対する御理解もございます。

以上のことから、固定資産評価審査委員会の委員といたしまして進士さんが適任と考えておりますので、ぜひとも御同意いただけますよう、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第36号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第37号の上程・質疑・討論・採決

議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第37号 教育長の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曽根英明君） それでは、議第37号 教育長の任命につきまして御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の9ページをお開きください。

初めに、本議案提出の根拠でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の、教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとの規定に基づくものでございます。

また、任期につきましては、同法第5条第1項で、教育長の任期は3年と規定されているところでございます。

次に、本議案の提案理由でございますが、令和3年7月20日をもって現教育長の任期が満了となるためでございます。

議員皆様方にも御理解、御協力をいただき、現在、教育委員会においては中学校の統合準備を進め、来年4月の開校に向け、非常に重要な時期に差しかかっております。このことに鑑み、教育長の3年間の任期が満了となるに当たり、佐々木教育長を再任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

佐々木さんは、昭和27年8月5日生まれの68歳で、これまでの実績にも表れているとおり、人格高潔、誠実で指導力があり、教育・文化に関して識見豊かな方であり、教育長として適任者であると確信しているものでございます。

以上のことから、佐々木文夫さんの教育長の任命について、ぜひとも御同意いただけますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第37号 教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第38号の上程・質疑・委員会付託

議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の10ページをお開きください。

議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙11ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税について、減免措置を継続するためでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料で御説明を申し上げますので、お手数ですが、説明資料1ページをお開きください。

令和3年3月12日に示されました財政支援基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免措置を令和3年度分についても継続し定めるものでございます。説明資料下段の減免費用の財政支援につきましては、シールがちょっと貼ってありますけども、6月2日に厚生労働省のほうから新たな指針が示されまして、従来、10分の2だったんですけども、10分の4相当額が特別調整交付金という財政支援が行われる見込みとなりました。

減免の対象になる方も昨年と同様です。ちょっと資料はついてませんけども、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方で、保険税が全額免除。新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯では、保険税の一部を減免となります。

減免割合につきましては、既に市のほうで要綱のほうを一部作成しており、一部改正する予定でございます。大きく分けて3つございます。事業収入や給与収入などが前年に比べて10分の3以上減少する見込み、前年の所得が1,000万円以下、収入減少が見込まれる種類の

所得以外の前年度の所得の合計が400万円以下という3つの要件も昨年度と同じ条件となります。

今回の改正により、減免の対象となる保険税は、令和元年度及び令和2年度分の、これ遡及分になりますけども、国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期を迎え、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する国民健康保険税が減免の対象で、既に納税済みの場合には還付措置となります。

今回の条例改正に当たりまして、国民健康保険運営協議会の開催につきまして、新型コロナウイルス感染症対策のため4月20日に書面による御意見を頂戴し、5月11日までに全委員から承諾の回答をいただいたものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料2ページをお開きください。新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところになります。

附則第15項（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）中、「令和2年2月1日から」を「平成31年度分及び令和2年度分であって、令和2年2月1日から」に改め、「除く。）」の次に「及び令和3年度分であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する国民健康保険税（令和2年度分の国民健康保険税であって令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以降に普通徴収の納期限が定められているものを含む。）」を加えるものでございます。

議案件名簿11ページにお戻りいただき、附則でございます。

施行期日等といたしましては、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

なお、令和2年度減免実績につきまして、3つの会計につきまして御報告をさせていただきます。国民健康保険税の減免は41件、551万9,200円、後期高齢者保険料の減免につきましては5件、61万7,100円、介護保険料の減免につきましては9件、32万6,340円、3つの特別会計合わせてまして55件、646万2,640円の減免となりました。

令和3年度後期高齢者保険料の減免につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合のほうで条例改正が4月1日に適用されたことを申し添えさせていただきます。

また、令和3年度下田市介護保険料におきましても昨年度と同様に、下田市介護保険条例第14条第1項第5号及び規定に基づきまして、減免措置を継続いたします。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） ちょっとお尋ねいたします。現在分かる範囲で結構ですが、昨年度の実績が55件ということで、合計でございましたけども、ちょっと少ないなという気がするんですが、これでほぼ該当者はカバーされているのかという、ちょっと疑義があるんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

それから、今年度につきましては（2）のとおり減免総額が10分の4と減額になるわけです。これは理由としてどういうものがあるのか、御説明いただけますか。

議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 令和2年度の減免につきましては、納税通知書の送付から、できるだけ減免措置のお話のほうをずっとさせていただいております。

それから、税の相談とか、各種窓口で相談に来た場合には、できるだけ連携を取りながら、3つの特別会計、それから市税、こういうところの連携を取りながらやってまいりましたので、私のほうからしますと十分周知はされてるといふふうに理解しております。

続きまして、財源のところ、昨年度までは10分の10だったものが、なぜ10分の4になったのかということなんですけども、こちらのほうは県のほうが国のほうに一応問い合わせてくれました。そちらのほうをちょっと読ませていただきますと、これまで保険料の減免というのが、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの特例措置の期間、通常1年だったそうです。ただ、今回のコロナに当たっては多年度に影響が及ぼすことから、特例措置の延長を決めてはもらいましたけども、財源のほうの限りがあるため、一部補助というふうになったというふうに通っています。

なお、10分の4、国の特別調整交付金のほうで出ますけども、残りの10分の4については、現在、静岡県の国民健康保険会計のほうで今、検討をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 大体分かりました。

55件、金額にするとお分かりでしょうか、それ1点、教えてください。

それから減額にされますこと自体が、私、現状を見ますと、例えば最初の(1)にありますように、2年度、昨年度というのは、いわゆる所得というのは今年度以上にはひどくはなかったと、初年度、1年目ですから、コロナの。今年度のほうがさらに所得減というのは響いてくるんだろうと思うんですね。それが反映された保険料が決定されますから、それが支援が逆に減るとというのは、ちょっとちぐはぐな感じがするんですが、その辺はどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

議長(橋本智洋君) 市民保健課長。

市民保健課長(井上均君) すみません、もう少し丁寧に言えばよかったですけど、3つの特別会計で55件で、金額につきましては減免実績は646万2,640円になります。

それから、減免対象につきましては、議員おっしゃるように、収入の減少を計算するときには、令和3年度のこちらの減免につきましては、令和2年と令和3年の収入を比較して行うこととなります。おっしゃるように、令和2年度の所得が既に減少された方につきましては、規模は当然、減免の額は小さくなります。ただ、令和2年度にコロナの影響で収入が減った方につきましては、国民健康保険税特有の法定軽減というのがあるんですね、7割、5割、2割の法定軽減という制度が適用されると思われまますので、ある程度は支援がされるというふうに感じております。

以上でございます。

議長(橋本智洋君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(橋本智洋君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第38号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで休憩とします。2時20分まで、14時20分まで休憩といたします。

午後 2時18分休憩

午後 2時20分再開

議長(橋本智洋君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第39号の上程・質疑・委員会付託

議長（橋本智洋君） 次は、日程により、議第39号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それでは、議第39号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

6月の補正予算につきましては、当初予算で想定されなかった事項で、緊急に対応しなければならないもの、国県補助採択されたもの及び令和2年度ふるさと応援寄附金で令和2年度中に基金積立てができなかったものについて、補正予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行いました。

また、新型コロナワクチン接種事業においては、接種を加速化させるための費用を計上し、さらに感染症の影響が長期化する中で、新しい生活、働き方を推進していくための費用を計上したものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度下田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,024万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億3,911万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。歳入でございます。

企画課関係、15款2項1目2節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額はゼロ円でございますが、補正内容により財源の充当を変更するもの、16款2項1目8節県費・ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金1,173万3,000円の追加は、地方公共団体が地域資源を活用した取組や連携による拠点機能を高め合う取組への支援として創設された補助金を受け入れるもの、19款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金400万円の増額は、夏期海岸対策協議会補助金の増額に伴う基金からの繰入金の増、21款5項4目19

節雑入230万円の増額は、箕作区子どもみこし製作に係る自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

財務課関係、18款1項1目1節一般寄附金20万円の増額は、個人の方から御寄附をいただいたもの、20款1項1目1節繰越金8,449万円の増額は、今回の補正財源とするものでございます。

4ページ、5ページ、防災安全課関係、16款2項1目4節県費・地震・津波対策等減災交付金5万円の増額は、耐震シェルター整備事業補助金の増額に対応するもの、21款5項4目19節雑入80万円の増額は、消防団育成事業として、下田市消防団の実施する事業に対する助成金を受け入れるものでございます。

市民保健課関係、15款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金324万5,000円の増額は、マイナンバーカード交付事務に対する補助金、同3目1節国庫・保健衛生費補助金5,629万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に対応するもの、16款2項2目2節県費・老人福祉費補助金236万円の増額は、成年後見推進事業に対する補助金を受け入れるもの、同3目1節県費・保健衛生費補助金1,155万円の増額は、県で新たに設けられた新型コロナウイルスワクチン接種加速化に対応するための補助金を受け入れるもの。

福祉事務所関係、15款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金1,521万1,000円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金に対する補助金を受け入れるもの、19款2項1目6節子育て支援基金繰入金225万円の増額は、住宅リフォーム振興助成金の増額に伴う基金からの繰入金の増。

ページをめくっていただきまして、6ページ、7ページ、観光交流課関係、16款2項5目3節県費・観光地域づくり整備事業費補助金1,070万円の増額は、須崎漁港周辺観光エリア整備工事に対する補助金を受け入れるもの、21款5項4目19節雑入市町村振興協会地域づくり推進事業費助成金260万円の追加は、東京オリンピック・パラリンピック大会、選手受け入れ事業等に対する助成金を受け入れるもの。

建設課関係、15款2項5目5節国庫・先導的官民連携支援事業補助金1,551万円の追加は、道路等包括管理導入可能性調査に対するもの、16款2項6目3節県費・住宅費補助金235万4,000円の追加は、急傾斜事業に対する補助金を受け入れるもの。

学校教育課関係、15款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金16万9,000円の増額及び16款2項2目3節県費・児童福祉費補助金16万9,000円の増額は、放課後児童クラブに対する補助金を受け入れるもの。

生涯学習課関係、16款2項7目1節県費・教育費補助金50万9,000円の増額は、吉田松陰寓寄処修繕に対する補助金を受け入れるもの。

選挙管理委員会関係、15款3項1目4節参議院議員選挙委託金1,375万3,000円の追加は、静岡県知事選挙に関連して参議院議員の補欠選挙が予定されるため、委託金を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございます。8ページ、9ページをお開きください。

総務課関係、2款9項1目0910電算処理総務事業74万3,000円の増額は、新たにマイナンバー利用事務に新型インフルエンザ予防接種が追加されることに伴い、システムの改修を行うもの、同0921行政情報化推進事業49万円の増額は、ウェブ会議の増加に対応するため、パソコンを購入し、通信料を増額するもの。

企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業285万2,000円の増額は、備品購入費及び自治総合センターコミュニティ助成金補助金230万円は、箕作区子どもみこし製作また、地区集会所建築補助金は大坂区に対する補助金、同0248政策推進事業300万円の増額は、観光交流課からシティプロモーションアドバイザー業務委託費の予算を組み替えるもので、ワーケーションや関係人口創出に向けたワークショップなど、観光分野だけでなく市全体に対するアドバイスを受けるもの、同16目0225新庁舎等建設推進事業500万円の増額は、新庁舎のコスト縮減策のための基礎資料として、稲生沢中学校校舎等の耐力度を調査するもの、同21目0405ふるさと応援基金1,912万3,000円の増額は、令和2年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものでございます。

税務課関係、2款2項2目0472市税徴収事務4万4,000円の増額は、口座振替伝送サービスの変更に伴うもの。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務は59万9,000円の増額で、このうち消耗品費は、避難所で使用する除菌剤等を購入するもの、同0861防災組織育成事業88万円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、補助金を増額するもので、そのうち下田市要避難者等宿泊施設利用補助金は、避難所内の密対策として、宿泊施設を利用した場合はその宿泊費の一部を補助するもの、同2目0895防災基金83万8,000円の増額は、令和2年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、8款1項2目5810消防団活動推進事業80万円の増額は、消防団用に背負い式の消火器を購入するものでございます。

市民保健課関係、2款3項1目0505住民基本台帳ネットワーク事務324万5,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、マイナンバー交付事務費で、急増する申請・交付に対する経費、

3款2項7目1421成年後見推進事業152万3,000円の増額は、賀茂地域で実施する市民後見人養成事業について新たに県の補助事業に採択されたため、事業費が変更となるもの、4款1項2目2023新型コロナワクチン接種事業6,784万円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、ワクチン接種に関し、65歳以上の接種加速化、その後の64歳以下の接種のための費用の一部を計上するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

福祉事務所関係、3款1項6目1150ほのぼの福祉基金370万8,000円の増額は、令和2年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同3項1目1466子育て世帯生活支援特別給付金給付事務（その他世帯分）311万1,000円の追加及び同1467子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）1,210万円の追加は、4月1日に専決した低所得者の独り親世帯に対する給付金同様、独り親世帯以外のその他の低所得者世帯等に対し児童1人当たり5万円を支給するもの、同10目1730子育て支援基金309万4,000円の増額は、令和2年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものでございます。

環境対策課関係、4款2項5目2380環境対策事務60万円の増額は、補助金の増額見込みによるもの、同2382簡易給水施設整備事業10万6,000円の追加は、北湯ヶ野6組の簡易給水施設の増設に対する補助金でございます。

産業振興課関係、5款2項5目3550みどりの基金55万6,000円の増額は、令和2年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、6款1項2目4050商工業振興事業1,125万円の追加は、補正内容等欄記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、住宅リフォームや感染防止対策補助金の申請の増加が見込まれるため、同4052企業誘致推進事業200万円の減額は、事業創出マッチングイベント実施業務委託の減額で、当初予算計上分を次の4060事業に組み替えるもの、同4060伊豆'sライフスタイル推進事業1,760万円の追加は、地域特性を生かした多彩なライフスタイルの実現のため、県のふじのくにフロンティア推進事業費補助金を活用し、補正内容等欄記載のとおり、親子ワークショップ可能性調査や空き家の利活用を目的としたワークショップの実施等の各種事業を行うものでございます。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業300万円の減額は、下田市シティプロモーションアドバイザー業務委託については、企画課に予算を組み替えるもので、また、下田市観光協会補助金（アドバイザー分）の追加は、観光施策を推進するため、専門家からアドバイスを受けることに対し補助するもの、同4253世界一の海づくり事業560万円の増額のうち、夏期海岸対策協議会補助金の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響によ

り、補助金を増額するもの、また、東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進協議会補助金の増額は、大会後のレガシー創出のため、事後交流等を実施するため、同3目4357伊豆半島ジオパーク推進整備事業2,351万6,000円の追加は、須崎漁港周辺観光エリア整備として、樹木の伐採や恵比須島、御台場の遊歩道を整備するもの、同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業66万円の増額は修繕料、同5目4385世界一の海づくり基金217万2,000円の増額は、令和2年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

建設課関係、2款1項9目0241公共交通推進事業180万円の追加は、地域公共交通のデジタル化と新型コロナウイルス感染症対策として、路線バスのICカード導入に対する経費に補助するもの、7款2項1目4550道路維持事業2,551万円の増額のうち、先導的官民連携支援事業調査業務委託は、県と市の道路等の包括民間管理の可能性について調査を行うもの、同5項6目5465景観まちづくり基金147万円の増額は、令和2年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同7項3目5630急傾斜地対策事業353万1,000円の追加は、新たに河内地区の測量を行うもの。

学校教育課関係、3款3項5目1670認定こども園管理運営事業11万円の増額は、管理用備品購入費、同6目1452放課後児童対策事業54万7,000円の増額は、朝日地区放課後児童クラブへの送迎用タクシー借上料、9款1項5目6040教育振興基金116万4,000円の増額及び同6目6045奨学振興基金53万9,000円の増額は、令和2年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同2項2目6090小学校教育振興事業49万円の追加は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため修学旅行のキャンセル料について令和2年度に引き続き補助するもの、同3項1目6150中学校管理事業6万6,000円の増額は、下田中学校に新設となる屋内運動場分の保険料、同2目6190中学校教育振興事業220万3,000円の増額は、新中学校の図書館整備に向けて、会計年度任用職員を雇用するとともに、修学旅行のキャンセル料を計上、同3目6196中学校再編整備事業26万6,000円の増額は、下田中学校屋内運動場整備に係る完了検査及び省エネ適合判定の手数料でございます。

生涯学習課関係、9款5項4目6500芸術文化振興事業101万7,000円の増額は、吉田松陰寓寄処の修繕料、同5目6550公民館管理運営事業172万7,000円の増額は、本郷公民館解体に当たり、地盤変動影響調査を行うものです。

選挙管理委員会関係、2款4項5目0583参議院議員選挙事務1,375万3,000円の追加は、参議院議員の補欠選挙の事務費を計上するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第39号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（橋本智洋君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 予算書をお願いします。予算書の13ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、これとプラス、これ国ですよ、あと県のほうの歳入もあったと思いますけれども、そこのちょっと仕組みについて教えてほしいんですけども。例えばニュース見てますと、どこの町は学校でも接種始めますとか、企業に出向いて接種始めますとか、いろいろなニュースが飛び込んでまいります。これは結局、市町でいろいろ工夫して、なるべく速やかに早く接種しようという試みの中で、今度、例えば下田市はこういう取組をするので、高齢者施設に出向いてやりますと。そうすると、当然そこに人件費とか事務費とか、いろいろ発生する。そういうものをどんどん予算請求していけば、それに応じてどんどん出していただける、そういう仕組みになってるのかと。もちろんふだん日頃から一生懸命やっていたいて、誠にありがとうございます。ただ、その工夫に応じて、どんどん出てくるものなのかと、その辺の仕組みについて教えてください。

それから、予算書の13ページの先導的官民連携支援事業補助金、これ国のもので歳入歳出でございますけれども、この市道と県道を包括的に管理を民間委託できるかという調査だということですが、これ、例えばどのような組織に、具体的にはどのような調査を依頼するものなのかを教えてください。

それから、予算書23ページ、4050の住宅リフォームの振興助成金の追加で600万円ということで、当初予算400万円に対して600万円の追加ということで、非常にこの市内経済を回すという意味で非常に大きく役に立ってるのだと思います。そこを評価したいんですが、まず、その当初予算の部分で実績としてどのくらい上がったのか。何日で何件で全て売り切れてしまったと、その辺のもし実績があれば。そして、なおかつ非常に利用者が多いという部分で、広報、周知がしっかりしてたんだと思うんですが、どのような広報をされたのか、参考のために教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、御質問の予算書13ページにございます15款2項3目1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、これ国庫ですけども、5,629万円と、16款2項3目にございます高齢者向け優先接種緊急推進事業費補助金1,155万円、この2つの説明ということによろしいかと思えます。

まず、今回の補正予算の大きな2つの財源でございますけども、共に65歳以上の高齢者接種を7月末までに各自治体が2回のワクチン接種を行うために国及び県のほうから追加交付が出るということになりました。事業計画のほうを各市町がつくりまして、例えば下田市の場合ですと、当初9月までかかるものだったものが、高齢者に向けては7月末までというふうな計画をつくって、それを実行するためにかかる費用は全額国費及び県費で持ちますよというふうな考え方になります。ですので、今回のこの5,629万円につきましては、高齢者の前倒しに係る国庫補助の追加交付というふうに見てください。

続いて、県費のほうの1,155万円につきましては、こちらにつきましては静岡県が令和3年の5月補正で計上していただきましたワクチン接種従事者確保事業という補助金になります。内容につきましては、やはりこちらも同じでして、7月末までに完了または前倒しができる市町村で実施計画を策定した中で、集団接種を行った場合に、例えば診療所の先生方が休診をしてきた場合に、そちらの病院のほうを、例えば3時間以上休診した場合につきましては、半日単位で逸失利益として1医療機関に対して10万円を県のほうが支給してくれることとなりました。よって、こちらにつきましては歳入と歳出のほうに計上させていただいたというものでございます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、私のほうからは、先導的官民連携支援事業について御説明申し上げます。

江田議員の一般質問の中でもありましたとおり、県と市が管理する道路、橋梁、トンネル等の公共土木インフラにつきまして、現在実施している維持管理業務が有する課題を整理しまして、県、市において包括的に維持修繕がどのような手法で行われるのか、長期の維持管理コストの削減が図られるのか等を検討し、民間事業者による包括管理等の導入の可能性を調査するものでございます。

以上です。

議長（橋本智洋君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 23ページの4050住宅リフォームの関係でございます。今年の予算、おっしゃるとおり400万円と、子育て分があります。事業実施が5月12日を受付開始といたしました。その5月12日朝、36件の申込みがありました。そのうち14件がちょっと予算配分できなかつたところでございます。それで今回は子育て支援分と合わせまして、20件プラス5件で予算をお願いするものでございます。

広報につきましては、例年どおりホームページ、あと新聞等の広報をいたしたところでございます。

例年よりちょっと多かった。多かったって、倍くらい申請が来てございます。その申請者に聞きますと、コロナで外出の自粛があったと、その中でうちにいる機会があって、うちを見ると、ここも直したい、あそこも直したいという考えがあったと。その中で業者さんに相談したところ、こういう毎年リフォームの補助があるということを知ったということで、申請が多くなった要因ではないかと思っております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） すみません、1か所ちょっと訂正させていただきます。

国庫補助につきましては、65歳以上の高齢者の前倒し分の補助とは別に、通常分としまして、コールセンターの費用と、それからクーポン券の送付の委託料を計上してあります。これまでコールセンターでは電話予約でしかやっておりませんでした。これから64歳以下の方々につきましては、ウェブ予約と二本立てでやりたいということで、こちらの分の費用及び64歳以下の方々の接種券を送るための委託料も計上してございます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） そのほか質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） この説明書のほうの9ページ、予算書は18ページのようにですけど、新型インフルエンザの予防接種の副本登録対応業務委託74万3,000円、総務課の仕事ですけども、それとウェブ会議の通信料等では、パソコンを購入してウェブ会議をやるんだという、こういうことのようにですけど、どういう形でこれが運営されることになるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、観光交流課のほうから企画課のほうに下田シティプロモーションアドバイザーの業務が300万円がこちらへ組み替えられるという、こういう形の予算になっていようかと

と思いますが、どういう訳で観光交流課のほうからこの企画課のほうに組み替えられたのかと。そして、そのことによってどういう効果と申しますか、シティプロモーションのアドバイザーの効果が発揮されることになるかと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

そして結局、シティプロモーションアドバイザーに恐らく合わせて、この観光協会のほうのアドバイザー分も含まれていたのではないかと思うんですが、新たに11ページのほうですか、説明資料の11ページのほうと観光交流課のほうに、観光協会の補助金としてアドバイザー分200万円が予算化されておりますが、これは内容的にはどういうアドバイスを期待をして、ここに予算化をされたものであるのかをお尋ねしたいと思います。

それから13ページの生涯学習課の本郷公民館の地盤変動の影響調査業務委託172万7,000円でございますが、これもちょっと素人でよく分からないものですから、どういう内容の調査をするのかと。そして今これを急いでしなければならない理由というのは何かということをお尋ねをしたいと思います。

取りあえず以上です。

議長（橋本智洋君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） それでは、私のほうからは910番事業、電算処理総務事業の中の新型インフルエンザ予防接種副本登録対応業務委託、それから921番事業、行政情報化推進事業の中のウェブ会議の通信料と庁用備品について御説明申し上げます。

まず、こちらの新型インフルエンザ予防接種の副本登録というのは、今般、番号利用法の中で、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務というものを情報提供ネットワークシステムの中に新たに加えるということになりまして、簡単に言うと、うちのほうでいけば、予防接種台帳システムの中の情報のうちの新型インフルエンザの特別措置法に関わる部分を副本登録機能を持たせることでシステムにつなぐという、その改修工事でございます。

そしてもう一つのほうの、このウェブ会議用の通信料と庁用備品ですけども、今般、コロナの影響で非常にいわゆるウェブ会議というものが増えてございます。なかなか下田市の通信環境、それから通信のこの備品の何ていうんですか、精度というか、そういったものがよくないということで、今般、新たにノートパソコンですけども、そういったものを2台と、それからうちの今使っているインターネットの通信を使わない別の新たな通信の方法を用いて、そちらのほうの通信料を9万円、上程させていただいているというものでございます。

以上です。

議長（橋本智洋君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 私のほうからは、シティプロモーションアドバイザーの業務委託の件について御説明をいたします。

従来、昨年度までシティプロモーションアドバイザーとして、主に観光に所属をしていただきまして、観光推進計画ですとか、観光施策の推進に対するアドバイスを中心として実施をしてきていただいております。その中で、最近、関係人口という言葉で表されるんですけども、移住ですとか、ふるさと納税、企業誘致、ワーケーション、こうしたものについて、もう少し広い視野で、市として関係人口全体の制度化を図っていきたいというところの流れで、市の中におきましても、企画課、観光交流課、産業振興課、3課連携ということで、この事業にプロジェクトとして取り組んでいきたいというふうに考えております。

そうしたこともありまして、この3課連携のプロジェクトに対する総括的なアドバイスをいただきたいということで、企画のほうに所属を替えていただきまして、そちらのアドバイスをメインに行ってもらおうということで考えております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） シティプロモーションアドバイザーの関係につきましては、ただいま企画課長からあったとおりでございます。これまでも私のほうから観光協会に今回、補助金としてアドバイザー分、計上させていただいておりますけれども、そちらのほうの説明をさせていただきますが、シティプロモーションアドバイザーからも、これまでも観光協会の体制強化ですとか、今現在、協会のほうで行ってる事業が、大体既存事業の踏襲になってるというような指摘はいただいていたわけございまして、こうした施策の踏襲を打破して、新たな事業展開を模索していくことですとか、若干ちょっと抽象的になってしまうかもしれませんが、観光協会の人的とか、組織的な体制の強化を図ろうということで、観光に特化したアドバイザーをお願いしたいということでございます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 私のほうからは、本郷公民館の地盤変動影響調査の業務に伴う委託料の部分について、どのような内容かというところで説明のほうさせていただきます。

こちらのほうが俗に言う工損調査といいまして、解体工事を行おうとするものですから、それに伴って損害といいますか、その辺がどのぐらい影響が出るのかという調査で、基本的

には今ある近接する建物が、現状が例えば亀裂がここに入ってますねとかいう、その現状を
図面にしっかり落として、現状こうですと。その後、また工事が終わった後に、この亀裂が
このくらいになりましたとか、現状のままですというのをしっかり第三者の立場で把握をし
て、所有者の方にその辺が不安があるということで御要望いただいたものですから、しっか
り第三者に調査を依頼して、しっかりしたものをやって、そちらで工事のほうで、実際には
損害が出れば賠償という形でなるかと思しますので、対応するものの調査ということを実施
させていただきたいということで要求させていただきました。

以上です。

議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） ありがとうございます。

ウェブ会議につきましては、庁内者同士の会議に使うのか、あるいは庁外の方と市の担当
者がやるような会議を想定してるのか、どこで使うのかというようなことをお尋ねしたいと
思います。

それから11ページの、世界一の海づくりの中の下田市夏期海岸対策協議会の補助金が400
万円、当初予算が幾らでしたか、1,600万円ぐらいだったでしょうかね。合わせて幾らにな
るのかということと、この400万円の補助金の増額によりまして、夏期対のどこのどのよう
部分を強化しようとしてされてるのか、この400万円の費用で夏期対の対応が足りるんだらうか
と、こんな思いもしますので、そこら辺の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（橋本智洋君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） ウェブ会議ですけども、ウェブ会議につきましては、庁内だけで
使うということではなくて、あくまでも下田の市役所と、例えば県庁とか、そういうところ
とやるということで、イメージとしては、今まで県庁で会議をやっていたのを、そうやって
インターネットを介してウェブ会議で行うというようなイメージだと思います。

以上です。

議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 夏期対の補助金の関係でございますけれども、当初予算額
は2,600万円、補正後の予算額につきましては3,000万円を予定するものでございます。

内容につきましては、今回の補助金400万円の増額に関しましては、ライフセーバーの設
置に関しまして、当初2,600万円のうちの2,200万円をライフセーバーの設置のほうに充てる
予定でございました。そのうちの1,200万円を市が、市といいますか、夏期対の事務局が負

担をして、残る1,000万円を各支部から負担をしていただくというようなことを予定しておいたわけですが、昨年のコロナの影響で、各支部の経費的な部分が大変厳しいという声が各支部から上がってまいりまして、少しでも各支部の負担を軽減するために、今回、補正をお願いしまして、ライフセーバー設置に係る各支部の負担を軽減させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） ほかに質疑はございませんか。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 説明資料の17ページで御質問させていただきたいと思います。

241番、公共交通推進事業、路線バス交通系ICカード導入事業補助金についてでございます。当然、下田市内だけでバスが運行されてるわけではないと思いますが、地域公共交通会議の中で、ある程度の計画を持って、こういった補助金が各市町で今後進んでいくのかなと思われませんが、近隣市町の状況と合わせまして、公共交通会議の中でどのようなことが議論されて、こういった補助金制度ができたのかということを確認させていただきたいと思います。

また、来年4月から中学校を統合するに当たりまして、バスの利用も増えていく中で、回数券であったり、定期券というような、IC化することで非常に乗降もスムーズになるかと思われませんが、そことの関連性があればお教えいただきたいと思います。

議長（橋本智洋君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 議員御質問のこのICカードの、こっちは東海バスだけになります。伊豆半島全部で東海バスが走っているところについて補助金を出そうという形になりました。補助金の額については若干のずれはありますが、松崎とか西伊豆については1台当たり16万7,000円、伊豆市、南伊豆町については下田市と同じ15万円という形になっております。伊東、熱海については現在協議中ということで、補助金を出すことにはなっております。伊豆半島全体でICカード、市が何台持つかというのはそこで決めて、下田市は12台分を持つという形になっております。

そっちのまだ通学路の関係についての協議はまだしておりません。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） そのほかございますか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 私のほうから3点お願いいたします。

説明書の23ページでございます。3点ほどなんですが、まず最初に、環境対策費ということで、毎年これ、行われております補助金、住宅用の太陽光発電システムの設置補助金というのが60万円ございます。金額そのものはそんなに大きくないんですが、実は住宅用の屋根に載っている太陽光から事件、事故というのが最近報告を受けております。と申しますのは、太陽光、屋根に載った場合に火災が発生しますと、消防署の放水ができないと、放水ができない、つまり感電をするということらしいんですね、多くの事故の中では、そういうニュースが今幾つかあるんですけども、その辺は消防署との絡みの中である程度認知されているのか。認知してあるのであれば、今後設置の状況に対してどういう指導をしていくのかということをお知らせください。

それから、東京オリ・パラのアメリカ側との交流、ホストタウンとしての交流なんですが、これが縮小されてきて、サーフィンの練習につきましては、下田ではやらないというふうなことを聞いておりますけども、訪問される選手も4人程度に絞られたということを知っております。そして、その後の市民との交流もカットするというふうなお話になっているんだろうと思うんですが、そこを具体的にもう少し御説明いただきたいと思います。

そして、この160万円というのは、下田市からの自己負担からの支出になるのか。ホストタウンにつきましては経費については、国から相当補助金を出すからやってくれという、当初の触れ込みがあったんですが、その辺はどうなってるのかということの説明と。

それから一番下でございます伊豆半島ジオパーク整備推進事業、これ2,351万6,000円でございますが、これはどこをどういうふうに整備なさるのか、説明をお願いいたします。

以上3点を説明お願いしたいと思うんです。太陽光につきましては、もちろん反対をするものではございません。屋根に載ける太陽光発電システムについては反対するものでございませぬけども、事故が全国で何件が発生して、消火活動に支障を来したというニュースがございましたので、その辺の認知の状況についてお知らせください。

以上です。

議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから、住宅太陽光システム設置補助金のごことで御質問がありましたのでお答えします。

火災等につきましては、こちらのほうの手続は、基本的に設置した段階で補助金を支出して終わってまいりますので、その後の火災等の対応については承知しておりませぬ。恐らく

消防等の対応になるのではないかと考えております。

以上です。

議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 私のほうからは2点ばかり。

1点目の、オリンピック・パラリンピックのホストタウンの関係の補助金でございますけれども、今回の160万円にしましては、当初予算の中でも事前・事後交流の経費として100万円計上しておりました。議員おっしゃるとおり、今回、牧之原市、また、アメリカオリンピック委員会との三者協議の中で、事前合宿にしましては牧之原市さんで行うということになっております。と申しますのも、結局、アメリカのサーフィンチームの練習環境といいますが、アメリカ本土でも行っているんですけれども、ウエーブプール、波の出るプール、そちらが今回、牧之原市さんに新設をされたと、アメリカと同じ環境で練習をするというようなことで、事前合宿にしましては牧之原市さんをお願いをするというようなことになっております。

ただ、をお願いすると申しましても、今考えておりますのは、そちらのほうで練習をしている状況を下田市民が見学に行くツアー等もできるかどうかというようなことで、今ちょっと調整をUSOCのほうとはしているところでございまして、オリンピックの後の交流ですね、交流に関して今回160万円の追加の補正をお願いしているわけなんですけれども、こちらでも現在、細かなところは調整中で、本当に人数的なことも4人というふうにおっしゃってございましたけれども、こちらはまだ定かにはなっていないということが1点ございます。

今回、歳出のほうでは160万円の増額をお願いしまして、歳入のほうで260万円、静岡県振興協会の助成金を計上させていただいております。これが先ほど申し上げました、当初で計上していました交流費の100万円と今回の交流経費の160万円、合わせて260万円、これに関しまして振興協会の助成を見込むというものでございます。

それと次に、須崎漁港周辺観光エリア整備工事の関係でございますけれども、こちらの事業は静岡県の観光地域づくり整備事業費補助金を受け、実施するものでございまして、令和元年度に策定をいたしました観光地エリア景観計画に基づきまして、令和2年度から令和4年度までを計画期間といたしまして、須崎漁港周辺を一体の観光エリアとして整備しようとするものでございます。先ほど繰越しの報告がありましたけれども、令和2年度末に県の交付決定を受けまして、今年度に繰り越しました公衆トイレの整備事業もその1つでございます。

今回の2つの事業に関しましては、当初、令和4年度に実施を予定しておったわけですが、静岡県との協議の中で令和3年度への前倒しが可能といったことが示されましたので、今回の補正に計上させていただいております。

事業に関しましては、江戸時代の御台場跡、ありますけれども、そちらのほうを周辺の伐採と遊歩道の整備、それと恵比須島のやはり修景整備と申しますか、その2つの事業を実施するものでございます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 大体分かりました。

最初の住宅用の発電システムの太陽光の件ですが、課長、消防署に補助金を出して、あとは自己負担、自己責任という、そういう捉え方のような聞こえ方になるんですけども、しかしながら、事故として何件か報告される機械設備に対して、行政が補助金で推進をすると、やったらいかかという意味合いがあるわけですね、補助金ということですから。それがあ意味のリスクを含んだ機械であれば、一定の様子を見るとか、あるいはメーカー自体の設備の変更、設計変更であるとか、そういったものもいずれ課題に上がってくるんだろうと思うんですけども、消防署との兼ね合いの中で、そういう事故がある中で、ある程度、補助金を出す以上は、これは推進という意味合いですから、一端の責任もつながっているというふうに考えるべきだと思いますけど、その辺はまた折に触れてぜひ検討していただきたいと思います。

以上で結構です。

議長（橋本智洋君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋本智洋君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議長（橋本智洋君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、明日11日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、12日、13日は休会とし、14日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、15日午前10時から本会議を開催いたしますので、

御参集のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

お疲れさまでございました。

なお、各派代表者会議を15時25分、3時25分から本議場にて開催いたしますので、代表者の方は御参集、お願ひいたします。

午後 3時14分散会